

令和5年度 第1回社会教育委員会議多摩市民館専門部会 次第

日 時 令和5年7月24日(月)

午前10時～

会 場 多摩市民館第6会議室

- 1 開 会
- 2 館長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 専門部会委員自己紹介
- 5 多摩市民館専門部会について
- 6 部会長選出
- 7 令和4年度第4回会議録について（確認）
- 8 議題
  - (1) 令和5年度施設管理等について（報告）
  - (2) 令和5年度多摩市民館社会教育振興事業について（報告）
  - (3) 今期のテーマについて
- 9 今年度の日程について
- 10 閉 会

## ■資料一覧

- 資料 1 社会教育法等関係法規抜粋（1～8 頁）
- 資料 2 多摩市民館専門部会委員名簿（9 頁）
- 資料 3 令和 4 年度第 4 回多摩市民館専門部会摘録（案）（10～11 頁）
- 資料 4 令和 5 年度多摩市民館施設管理等について（12 頁）
- 資料 5 令和 5 年度多摩市民館社会教育振興事業（13～20 頁）
- 資料 6 市民館・図書館の管理運営の考え方【概要版】抜粋（21～26 頁）
- 資料 7 専門部会 令和 4 年度第 3 回以降の検討状況（27～28 頁）
- 資料 8 令和 4・5 年度多摩市民館専門部会調査・研究報告書表紙・目次（案）  
（29～30 頁）
- 資料 9－1 多摩区の地域包括ケアシステム地区割り（31 頁）
- 資料 9－2 各地区の状況（32～34 頁）
- 資料 9－3 地区カルテ（生田地区抜粋）（35～36 頁）
- 資料 10 多摩市民館専門部会開催日程表（37 頁）

### 参考資料 他

- ・令和 2・3 年度多摩市民館専門部会調査・研究報告書
- ・令和 4 年度 教育文化会館・市民館活動報告書
- ・川崎市多摩市民館利用案内
- ・多摩市民館だより
- ・事業等募集チラシ等
- ・川崎市民のための生涯学習情報誌「Stage Up」VOL.246

## ○社会教育法〔昭和二十四年六月十日号外法律第二百七号〕 抜粋

〔文部・郵政大臣署名〕

社会教育法をここに公布する。

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 社会教育主事等（第九条の二—第九条の七）
- 第三章 社会教育関係団体（第十条—第十四条）
- 第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）
- 第五章 公民館（第二十条—第四十二条）
- 第六章 学校施設の利用（第四十三条—第四十八条）
- 第七章 通信教育（第四十九条—第五十七条）

## 第一章 総則

（この法律の目的）

**第一条** この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

**第二条** この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

## 第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

**第十五条** 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

**第十七条** 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

**第十八条** 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## 第五章 公民館

(目的)

**第二十条** 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

**第二十一条** 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

**第二十二条** 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

**第二十三条** 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務〔注参照〕に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

注 一項一号中「特定の営利事務」とあるは、「特定の営利事業」の誤りか。

(公民館の基準)

**第二十三条の二** 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

**第二十四条** 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

○川崎市社会教育委員条例（昭和24年9月27日条例第34号）

**第1条** 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により川崎市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

**第2条** 委員の定数は、20人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 特別の事由あるときは、委員会は、前項の規定にかかわらず委員を解嘱し、又は解任することができる。

5 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命しなければならない。

6 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第3条** この条例に定めがあるものの外必要な事項は、委員会が別にこれを定める。

**附 則**

1 この条例は、昭和24年7月1日から、これを適用する。

**附 則**（昭和26年8月15日条例第36号）

この改正条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和28年4月1日条例第14号）

この条例は、昭和28年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和28年6月1日から施行する。

**附 則**（昭和32年3月29日条例第12号）

この条例は、昭和32年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和34年8月3日条例第23号抄）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年5月1日から適用する。

**附 則**（昭和42年3月23日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和46年12月24日条例第61号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和47年3月28日条例第38号抄）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

**附 則**（昭和 49 年 3 月 30 日条例第 34 号）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 49 年 6 月 10 日規則第 69 号で昭和 49 年 7 月 2 日から施行。ただし、川崎市立中原公民館に係る改正部分は昭和 49 年 6 月 15 日から施行）

（川崎市立公民館使用条例の廃止）

- 2 川崎市立公民館使用条例（昭和 24 年川崎市条例第 33 号）は、廃止する。

**附 則**（平成 26 年 3 月 27 日条例第 17 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○**川崎市社会教育委員会議規則**（昭和 52 年 1 月 27 日教委規則第 1 号）

（趣旨）

**第 1 条** この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和 24 年川崎市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選出区分）

**第 1 条の 2** 条例第 2 条第 2 項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 市内に設置された学校の長
- （2） 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- （3） 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- （4） 学識経験者
- （5） 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

（議長及び副議長）

**第 2 条** 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各 1 名置く。

- 2 議長及び副議長の任期は、2 年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議の招集）

**第 3 条** 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月 1 回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。
- 4 会議は、議長が招集する。

5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

**第4条** 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

**第5条** 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べることができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

**第6条** 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月1日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現在に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

**附 則** (平成 26 年 3 月 26 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 28 年 1 月 28 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定 (図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。) 及び附則の次に別表を加える改正規定 (図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。) は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

**別表**(第6条関係)

| 専門部会       | 所掌事務                         | 委員の定数  | 委員の構成   |
|------------|------------------------------|--------|---|
| 教育文化会館専門部会 | 館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。 | 10 人以内 | (1)区内に設置された学校の長<br>(2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民<br>(4)学識経験者<br>(5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 幸市民館専門部会   | 館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。 | 10 人以内 | (1)区内に設置された学校の長<br>(2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民<br>(4)学識経験者<br>(5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 中原市民館専門部会  | 館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。 | 10 人以内 | (1)区内に設置された学校の長<br>(2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民<br>(4)学識経験者                            |



|               |                              |        |   |
|---------------|------------------------------|--------|---|
|               |                              |        | (5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者   |
| 高津市民館専門部<br>会 | 館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。 | 10 人以内 | (1)区内に設置された学校の長<br>(2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民<br>(4)学識経験者<br>(5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 宮前市民館専門部<br>会 | 館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。 | 10 人以内 | (1)区内に設置された学校の長<br>(2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民<br>(4)学識経験者<br>(5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 多摩市民館専門部<br>会 | 館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。 | 10 人以内 | (1)区内に設置された学校の長<br>(2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民<br>(4)学識経験者<br>(5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 麻生市民館専門部<br>会 | 館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。 | 10 人以内 | (1)区内に設置された学校の長<br>(2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民<br>(4)学識経験者<br>(5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 図書館専門部会       | 館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。     | 10 人以内 | (1)市内に設置された学校の教育職員<br>(2)市内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)市内在住の社会教育に関する経験を有する市民                                     |

|                   |                                |       |  |
|-------------------|--------------------------------|-------|--|
|                   |                                |       | (4)学識経験者<br>(5)市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者  |
| 青少年科学館専門部会        | 館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。   | 10人以内 | (1)市内に設置された学校の教育職員<br>(2)市内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)市内在住の自然科学に関する知識、経験を有する市民<br>(4)学識経験者<br>(5)市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者  |
| 日本民家園専門部会         | 園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。   | 10人以内 | (1)市内に設置された学校の教育職員<br>(2)市内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民<br>(4)学識経験者<br>(5)市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 有馬・野川生涯学習支援施設専門部会 | 施設の運営について調査審議すること。             | 8人以内  | (1)区内に設置された学校の教育職員<br>(2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民<br>(4)学識経験者                             |
| 青少年教育施設専門部会       | 各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。 | 15人以内 | (1)市内の小学校及び中学校の教育職員<br>(2)市内の社会教育関係団体から推薦された者<br>(3)市内在住の社会教育に関する経験を有する市民<br>(4)学識経験者                                |

川崎市社会教育委員会多摩市民館専門部会委員名簿

資料2

委嘱期間 令和4年5月1日からおおむね2年間(交代した委員は交代の時期を始期とする)

|      | 氏 名   |           | 職 名                      |
|------|-------|-----------|--------------------------|
| 1号委員 | 羽深 東  | はぶか あきら   | 南生田小学校                   |
| 2号委員 | 小澤 章子 | おざわ あきこ   | たま学習サークル連絡会              |
| 2号委員 | 米山 福吉 | よねやま ふくよし | 生田地区町会連合会理事              |
| 2号委員 | 山本 和恵 | やまもと かずえ  | 多摩区地域教育会議副議長             |
| 2号委員 | 安倍 修司 | あべ しゅうじ   | 多摩区社会福祉協議会副会長            |
| 3号委員 | 三品 勉  | みしな つとむ   | 市民委員                     |
| 4号委員 | 高梨 宏子 | たかなし こうこ  | 東海大学スチューデントアチーブメントセンター講師 |
| 5号委員 | 小園 美理 | こぞの みり    | 多摩区PTA協議会書記              |

(参考)

- 1号委員 = 区内に設置された学校の長
- 2号委員 = 区内の社会教育関係団体等から推薦された者
- 3号委員 = 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- 4号委員 = 学識経験者
- 5号委員 = 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

## 令和4年度 第4回川崎市社会教育委員会多摩市民館専門部会摘録（案）

- ・日 時 令和5年2月26日（日）午後3時30分～4時30分
- ・場 所 多摩区役所 第1004会議室
- ・出席委員 小澤（洋）委員、小澤（章）委員、米山委員、齊藤委員、吉田委員（部会長）、三品委員、高梨委員（副部会長）、小園委員
- ・欠席委員 なし
- ・事務局 柏原館長、麻賀課長補佐、篠原係長、
- ・傍聴者 なし

1 開 会 （麻賀課長補佐）

2 部会長あいさつ（吉田部会長）

3 市民自主学級・市民自主企画事業選考会（非公開）

4 議 題

（1）令和4年度第3回会議録について（麻賀課長補佐）

※資料1 特に質疑なし。承認。

（2）施設の維持管理について（報告）

○麻賀課長補佐より資料2等に基づき説明

（小澤（章）委員）

駐輪場の表記と変わっているが工期が伸びたのか。

（事務局：柏原館長）

外壁工事全体の工期を示したもので、駐輪場の使用停止期間とは異なる。順調に進めばすべての期間で終了する予定だ。

（3）社会教育振興事業について（報告）

○篠原係長より資料3等に基づき説明

（三品委員）

タイトルを見るとどのようなことをやっているか分かるが、具体的なことが分からないので、もう少し説明してほしい。

○篠原係長より生涯学習交流集会について説明

(4) 今期のテーマについて

- ・(仮) 区内全域をフィールドとした社会教育の振興を目指して

○篠原係長より資料4等に基づき説明

(三品委員)

基礎情報のところで高齢者が多いからターゲットにしていこうということだったが、そんなに差は無いように思う。その他でターゲットとして考えるものはないのか。

(事務局：篠原係長)

数字に表せないターゲット、課題は現場に入っている保健師や民生委員といった方々が持っているので今後たたき台を持って行って意見交換したいと思う。

(事務局：柏原館長)

各地区カルテは令和3年度に地域ケア推進課がまとめたもので、生田地区は後期高齢者について市全体、区全体と比べると高くなっているが、菅地区は低くなっているなど他地区と比べて見ている。

(吉田部会長)

友だち作りも今はメールのやり取り、初めて会ってすぐにメールのやり取りが始まる。それによって子育ての情報が共有出来て良いのではないかと思う。

(齊藤委員)

市民館は社協の子育て支援について把握しているのか。市民館の方から情報提供など働きかけるのは難しいか。

(事務局：柏原館長)

情報としてチラシを見たり、社協と一緒に事業もあるので子育て情報の共有はしているが、社協そのものの事業に働きかけるのは難しい。

(吉田部会長)

この資料はどこにあるのか。こういったものが身近にはないのでわからない。

(事務局：柏原館長)

みまもり支援センターの地域ケア推進課からもらってきた。ホームページでもデータは公表している。

(吉田部会長)

次年度に向けてということによろしいですね。

(小澤(章)委員)

3月11日、12日に学びのフェアが開催されるので広報をお願いしたい。

7 その他

令和5年度第1回・・・後日調整

8 閉会(高梨副部会長)

## 令和 5 年度多摩市民館施設管理等について

## 1 施設維持補修工事

## (1) 多摩区総合庁舎外壁改修工事

令和 4 年 7 月 27 日から令和 6 年 1 月 31 日まで (予定)

※アトリウムの利用制限について

次の期間中は、庁舎アトリウム内の壁面の剥落防止作業のため足場が設置され、アトリウム内での催し物等ができなくなります。また、通行スペースも狭くなります。

・期間 8 月 3 日 (木) から 9 月中旬まで (作業時間は夜間 (21 時以降) を予定)

## 2 クールシェアルームの開設

電力供給が厳しくなる夏季において、一人 1 台のエアコンの使用を控えて公共施設や商業施設に出かけ涼しい場所を共有することで地球温暖化防止や節電につなげる取組として、市民ギャラリーを活用してクールシェアルームを開設します。

- ・期間 8 月 4 日 (金) から 8 月 30 日 (木) まで
- ・時間 9 時から 17 時まで
- ・対象 中学生以上の市民 (保護者同伴の場合は小学生以下も可)
- ・定員 22 名

## 3 市民館利用案内 (別紙参考資料)

- ・ふれあいネットの利用者登録 (個人登録)、ふれあいネットカード作成
- ・大ホール使用許可申請は、市民館窓口で受付。ふれあいネット個人登録カード。
- ・会議室等は、ふれあいネットの利用者端末及びパソコン、スマートフォン(インターネット接続可能なもの)で予約
- ・ふれあいネット利用者端末の利用時間 8 時 30 分～ 21 時

## 令和5年度多摩市民館社会教育振興事業

## I 社会参加・共生推進学習事業

## 1 識字学習活動～日本語学級～

日常生活に必要な日本語の会話・読み書きの基礎学習の支援をし、学習者とボランティアが学び合う関係づくりをととして、多文化共生社会の実現をめざす。

## (1)水曜・午前コース 令和5年4/5～令和6年3/13(年間継続)

学習支援グループ:ボランティアグループ「多摩にほんごの会」

《保育》保育ボランティアグループ「多摩保育グループ」

## (2)金曜・夜間コース 令和5年4/7～令和6年3/15(年間継続)

学習支援グループ:ボランティアグループ「たま語」

## 2 識字ボランティア研修

識字学習活動に参画するボランティアの育成と資質の向上を図る。

## (1)日本語ボランティア研修(入門研修)

地域で活動する日本語ボランティアの育成を図る。

5/10～7/26 水曜日午後(全10回)

## (2)日本語ボランティア研修(ブラッシュアップ研修)

昼・夜両クラスの日本語ボランティアのスキルアップを図る。

## 3 障がい者社会参加学習活動 (青年教室)

地域での体験活動や交流をととして障がいのある人の社会参加を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき共に生きる地域社会の実現をめざす。

5/27(土)～3/16(土) 月1回土曜【年間継続】

参加登録者 30人(5・6・7月は午前中のみ活動)・ボランティア 18人

5月:オリエンテーション・自己紹介 6月:アート体験・コースター作り① 7月:アート体験・コースター作り① 9月:全体会 10月:バスハイク① 11月:バスハイク② 12月:お楽しみ会 1月:未定 2月:未定 3月:1年の振り返り

## II 市民自治基礎学習事業

## 1 平和・人権・男女平等推進学習

憲法・教育基本法の理念に基づき、世界の平和及び人権の尊重、性による差別や人権に関する問題解決に向けた学習機会を提供し、共に生きる地域社会の創造や男女共同参画社会の形成を目指す。

6月企画運営委員会が立ち上がり、企画検討

11月(未定)～2月中まで 全10回(未定) 多摩市民館、フィールドワーク、その他

## 2 青少年教室事業

小学生・中学生・高校生等を対象として、青少年期の課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供するとともに、地域の中での仲間づくり、つながりづくりを促進する。

「テレビ番組の裏側をのぞいてみよう ～やってみよう☆アナウンサー体験～」

小学4～中学3年生を対象に、テレ朝出前講座でアナウンサー体験や現役のテレビ局員による講座を開催。

8/27(日) 全1回 多摩市民館

## 3 シニアの社会参加支援事業

地域活動への参加や地域との関わり方等についての啓発事業として実施し、シニア世代等の市民が、これまで社会で培った豊富な経験と知識、多様な能力を活かし、これまで関わりが少なかった地域社会での様々な活動に参加できるよう支援する。

「とことん『幸』<sup>こう</sup>齡者!老がいとは言わせないよ」

企画運営委員会「チームとことん！」(公募委員7人)と協働して実施。新規企画運営委員1人『幸』齡者とは、「『地域で輝いている一』『地域に必要とされている』生きがいを持って毎日の生活を送り、幸せに年を重ねる」人のこと。『幸』齡者になるきっかけがつかめる講座。

10/5、10/19、10/26、11/2、19 10:00～12:00 全5回 木曜日 定員20人

会場:生田出張所大会議室、Anker フロントウン生田、王禅寺エコ暮らし環境館

## 4 高齢者セミナー

高齢期の課題解決に向けた学習機会を提供する。また、学習を通じた、生きがいづくりや健康づくりを促進するとともに、幸福な高齢期をおくるための仲間作りの場の提供と支援をする。

実施時期 秋～冬

会場:長沢自治会館(予定)

## 5 家庭・地域教育学級

子どもを豊かに育む地域社会の創造を目指し、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供し親として市民としての学びを支援する。

I期 「0歳児とその保護者のための子育て講座～今だからできること、今考えること(仮)」 11/7(火)、11/21(火)、12/2(土)、12/5(火)、12/19(火)10:00～12:00、12/2のみ 13:30～15:30  
全5回 定員15組 親子同室 会場:多摩市民館 体育室

II期 冬季 保育つき(予定)

## 6 市民館保育活動

親等の学習活動への参加を支援し、乳幼児の社会的成長を支援するために、主催事業に適宜併設する形で保育活動を実施する。

【識字学習活動(昼)、家庭・地域学級Ⅰ・Ⅱ】

(識字学習活動(昼)の保育は休止中)

保育グループ:多摩保育グループ



## 7 PTA家庭教育学級

PTAが実施する家庭教育学級に対し、講師派遣等の支援を行うことにより、子どもの健全な成長に向けた学校・家庭・地域の連携による学習活動の振興を図る。(各単位PTAの企画による)

説明会 4/27(火)10:00～12:00 (小・中学校)

報告会 2/1(木) 10:00～12:00(小・中学校)予定

## 8 子育て支援啓発事業

地域の子育てに関し、情報提供・フリースペースを提供し支援イベントを行う。

企画運営:子育てを考える会「グレープ」

「子育てひろば」4～3月 おもに第2・4火曜(8月を除く) 10:00～12:00 多摩市民館

対象:0歳～就学前の子どもと親

「外国人の子育てひろば」4～3月 おもに第2金曜(8月を除く)10:00～12:00 多摩市民館

対象:外国人家庭親子

## Ⅲ 市民学習・市民活動活性化学習事業

### 1 市民自主学級

区ごとに、企画提案会を開いた後の選考委員会の選考結果に基づき、市民グループが市民館との協働により地域の問題等に関する継続的な学習の場を設ける。

|     | 受託グループ名 | 事業内容   |
|-----|---------|--|
| 学級1 | 個人提案    | <p>&lt;子育て・地域活動&gt; 川崎市多摩区の副読本を作る</p> <p>現在、市で作成されている小3向けの社会科副読本「かわさき」は、内容は充実しているものの、市というエリアの広さから多摩区についての内容を多く扱えない現状がある。多摩区に住んでいる子どもたちにとって、より多摩区について知り、楽しんで学習できるような補助教材を作成する。</p> <p>5/15 から企画運営委員を募集中 現在提案者含め6名の応募 第1回企画運営委員会の日程調整中</p> |

### 2 市民自主企画事業

区ごとに、企画提案会を開いた後の選考委員会の選考結果に基づき、市民グループが市民館との協働により地域特性に応じた学習・文化・芸術活動の場を設ける。

|     | 受託グループ名      | 事業内容   |
|-----|--------------|--|
| 事業1 | ふらっとカフェを広める会 | <p>&lt;まちづくり&gt; ふらっとカフェ講座:みんなでトライするプログラム&amp;ふらっとカフェ運営</p> <p>健康な生活に必要な「会話」の減少の抑制とより豊かな人生を求める「意識」の拡大を目的にカフェを運営する。</p> <p>講師を招き趣味・特技を通じて「伝えたい、聞いてほしい」を体験できる場を提供する。講座として地域の人材を活かした講師を招き、体験・視野を広げる。</p> <p>みんなでトライするプログラム:「歌と表情筋トレーニング」10/3、11/7 火</p> |

|      |             |   |
|------|-------------|---|
|      |             | 曜日 13:30～15:30 全2回程度 定員 20人 多摩市民館大会議室<br>ふらっとカフェ:5/9、6/6、7/4、9/5 火曜日 13:30～15:00 多摩市民館<br>第1会議室   |
| 事業 2 | TAMA VOICES | <文化・芸術活動>オトナリの音<br>市民参加型アートプロジェクトを企画し、地域の方の表現したいという声を<br>収集し、何かを表現したいという人をサポートし、豊かな文化的交流の場を<br>創出したいと考えている。<br>10/15、29、11/12、26、12/10 多摩市民館大会議室ほか 日曜日<br>主に 13:30～16:30 全5回 定員 20人(最終回は発表会で観覧者を募<br>集) |

### 3 PTA活動研修 ～よりよいPTA活動のために

- (1) 学年学級委員会(小・中学校)1回
- (2) 校外委員会(小・中学校) 1回
- (3) 広報委員会(小・中学校) 1回
- (4) 成人委員会(小・中学校) 1回
- (5) 役員研修会(小・中学校) 1回

【共催】多摩区PTA協議会

5/18(木)～6/15(木) 全5回 10:00～12:00

### 4 市民活動エンパワーメント研修

市民活動・ボランティア活動に関する学習機会を提供することにより、市民が自ら考えながら生活・地域課題等に取り組むことができるように、市民全体の地域づくりを支援する。

「市民活動・生涯学習活動相談ボランティアの人材養成講座」

10/3(火)～10/31(火) 10:00～12:00 全5回 定員 20人

### 5 市民講師活用事業

様々な分野において豊富な経験や資格、技術等を持っている市民が、地域の生涯学習における身近な学習支援者「市民講師」として活躍できるよう育成・支援を行う。また、先輩市民の講演例を参考に自らのスキルを振り返りブラッシュアップするとともに、今後の活動計画の策定支援(入門編)と前年度本講義参加者への活躍の場の提供支援(実践編)をする。

<入門編>7月1日(土)、8日(土)、22日(土)、29日(土) 全4回 14時～16時 定員10人

<実践編>8月5日(土)、12日(土)、19日(土)、26日(土) 13時～17時 計10講演

会場: 多摩市民館

### 6 リカレント教育推進事業

市民の学び直しの学習機会を提供することにより、市民自身が生涯にわたり学び続けていく自己啓発活動等の促進を図る。テーマの候補として、近年、情報が複雑多岐で多様化する中で、ことばの氾濫やコミュニケーションの欠如等が顕在化しているかと思われ、全世代を対象に、日本語の特に「話しことば」

についての再考、再認識について、取り上げたい。開催予定：11月頃

### 7 生涯学習交流集会

いきいきとした多摩区の社会教育の展開に向け、市民と職員が率直な意見交換をし、市民主体の地域の生涯学習を創り出すことをめざす。

### 8 「地域の寺子屋事業」情報交換会

寺子屋コーディネーターや寺子屋先生など「地域の寺子屋事業」に携わる者のネットワーク化や事業連携を通じ、寺子屋事業の活性化、地域教育力の向上を目指す。

年1回 開催未定

### 9 学習情報提供・学習相談事業

市民の学習と活動を支援や様々な学習情報・市民活動情報を収集・整理し公開・提供。学習についての情報照会・相談を受け対応する。

「生涯学習相談コーナー」運営：多摩生涯学習相談ボランティアの会

市民の学習と活動を支援するために、様々な学習情報・市民活動情報を収集・整理し、提供すると共に、生涯学習相談員により市民からの情報照会・相談を受け対応する。

【年間継続】 第2・4週火曜日 10時～12時

## IV 市民と行政の協働・ネットワーク学習事業

### 1 課題別連携事業

(1) 第22回多摩ふれあいまつり

6/18(日) 10:00～15:00

会場：多摩市民館他

「バリアフリー わたしとあなたとこの街と」をテーマに、多摩区で福祉活動をしているグループや福祉に関心のある人たちが、地域で行っている活動に関する情報を発信し、「バリアフリーのまちづくり」の理解と啓発をめざすまつり

主催：たまわかかさ(多摩区当事者・ボランティア連絡会)、多摩ふれあいまつり実行委員会

(2) たま学びのフェア 2024

多摩市民館で活動している団体等による学びの場を広げるイベント

3/9(土)、10(日) 10:00～16:00 会場：多摩市民館 【主催】たま学びのフェア実行委員会

(3) 多摩区子育て支援会議

9/7(木)、2/8(木) 全2回 会場：多摩市民館

多摩区内の子育て関係機関、支援団体、市民グループによる会議

### 2 行政区・中学校区地域教育会議推進事業

川崎市委託事業

令和5年度活動日程

・総会：6/7(水) 議長：高森 康広

【多摩区地域教育会議・子ども会議】

・実施日 未定

【多摩区地域教育会議・教育を語るつどい】

・10/14(土) 9:30～12:30 会場:多摩市民館 大会議室

【多摩区地域教育会議・広報紙「ちえの輪」発行】

年3回

### 3 文化団体連携推進事業

(1)春の文化祭 いけばな展 4月、バレエコンサート 4/23(日) 多摩区文化協会

(2)多摩区文化祭 いけばな展 10月、芸能の部 10/28(土)・29(日) 多摩区文化協会

(3)文化講演会 10月頃 多摩区文化協会(多摩図書館共催)

(4)文化サロン 7/1～9/1 文化祭俳句募集 10月表彰 多摩区文化協会

9月頃 座学「多摩区郷土史入門講座」 多摩区文化協会(稲田郷土史会、多摩図書館共催)

1/29(月)座学「多摩区の歴史 明治・大正」 多摩区文化協会

(5)文化教室 7/3(月)9(月)「健康バレエ・春」多摩区文化協会

8/5(土)6(日) 夏休み鉄道ジオラマとミニ運転会 多摩区文化協会

8月頃 夏休み芸能体験教室「琉球舞踊、他」 多摩区文化協会

11/27(月)12/3(日)「健康バレエ冬」 多摩区文化協会

12/25(月) いけばな 多摩区文化協会

2/18(日) 春のいけばな 多摩区文化協会

### 4 地域課題対応事業 ※区役所費による事業

「第21回たまたま子育てまつり」 9/17(日) 9:45～15:00 会場:多摩市民館

主催:たまたま子育てまつり実行委員会

地域で子育てを支える環境づくりを目的とした子育てに関する企画やステージ・情報提供等

### 5 インターンシップ受け入れ

9～11月東京都立大学2名受け入れ予定

8～9月3大学連携事業(多摩区役所企画課所管)として受け入れ予定

## V 現代的課題対応学習事業

### 1 現代的課題学習事業

現代的、今日的な課題に係わる学習機会を提供し、今を生きる市民の学習を支援する。

市制100周年記念プレ事業

「はじめての絵本づくり応援講座」 10/5、10/12、10/26、11/9、11/16、11/30

10:00～12:00 木曜日 全6回

定員 15人 会場:多摩市民館 第1会議室、実習室

## VI 学習環境整備事業

## 1 広報・刊行活動

多摩市民館だより 年6回(5/1、7/1、9/1、12/1、2/1、3/31)

6,500部作成、各町内会・自治会回覧及び各公共施設にて配布

## 2 情報機器等整備貸出活動

川崎市視聴覚ライブラリーと連携し視聴覚教材を利用した学習ができるよう視聴覚機器及び教材を貸出する。(市民館ホームページ、学習相談・学習情報提供等により広報)



## 1 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」策定の経緯

### (1) 背景

- 共働き世帯やライフスタイルの変化から、働き方は多様化し、未婚・晩婚化の進行などから家族形態も変化しており、あらゆる世代を取巻く生活環境が大きく変化しています。
- インターネットやスマートフォンなどの急速な普及による情報化社会の進展や人の豊かさなどに対する価値観の多様化などから、人と人とのつながりや地域のつながりが変化しています。
- 甚大な自然災害や新型コロナウイルス感染症等の新しい感染症の発生など、自然環境の変化にあわせ、これまでの意識を変えることや新しい生活様式などに対する柔軟な対応が求められています。

### (2) 市民館・図書館を取り巻く状況

- 超高齢社会の到来や人口減少、地域のつながりの希薄化など、社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、本市の市民館・図書館においても、これらの変化に的確に対応していくことが求められています。
- 市民館・図書館では、市民の自発的・主体的な学びを支援するための学習の場や情報の提供等に取り組んできましたが、将来的な社会の大きな変化の中にあって、市民の主体的な参加による持続可能な社会づくりや、地域づくりに向けて、これまで以上の役割を果たしていくことが期待されています。
- 市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、今後の市民館・図書館がその役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示す「今後の市民館・図書館のあり方」を令和3年3月に策定いたしました。

### (3) 今後の市民館・図書館のあり方

市民館・図書館の今後の管理・運営については、「今後の市民館・図書館のあり方」、第3章の5、第4章の5「管理・運営の方向性」において効率的・効果的な管理・運営手法を検討するとしています。

※「今後の市民館・図書館のあり方」抜粋

#### 第3章の5 管理・運営の方向性（市民館）

(1) イ 今後の管理・運営にあたっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、求められる多様なニーズへの柔軟な対応や7区の地域特性に応じた事業・サービスの推進など、「今後の市民館の運営のあり方」を踏まえながら、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。

#### 第4章の5 管理・運営の方向性（図書館）

(1) イ 今後の管理・運営にあたっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、より一層の全市的な図書館サービスの充実や求められる多様なニーズへの柔軟な対応など、「今後の図書館の運営のあり方」を踏まえながら、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。

### 策定の趣旨

市民からの多様なニーズへの確かつ柔軟に対応し、従来からの事業・サービス水準をしっかりと維持しつつ、新たな取組を展開していくために、「今後どのような管理・運営の手法が、その実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち効率的・効果的な管理運営手法を検討し、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」を策定するものです。

## 2 今後の市民館・図書館の目指す方向性

### (1) 生涯学習社会の実現に向け社会教育にいま求められているもの

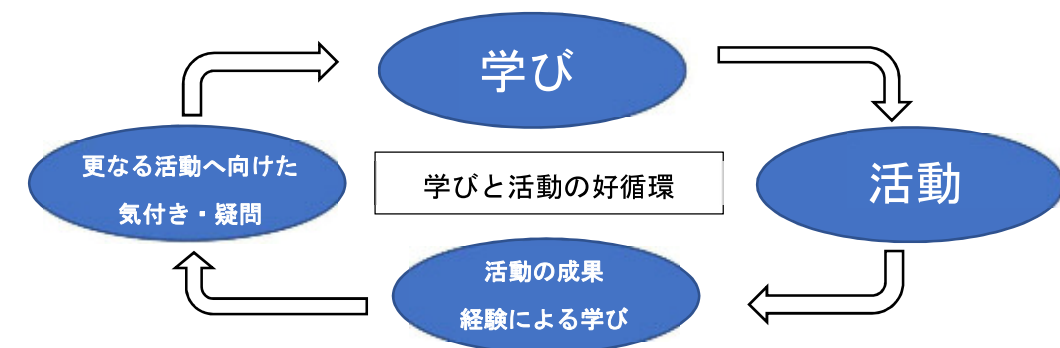
本市の市民館・図書館は、それぞれの施設の持つ機能・強みを発揮しながら、学級・講座等の実施や学習資料の提供等により市民に学びの機会を提供してきました。

現在、市民館・図書館は、館内における教育機会の提供を中心に行っていますが、本来、地域全体における社会教育振興全般を担う存在であり、社会教育を通じ「人づくり」、「つながりづくり」、持続可能な「地域づくり」といったまちづくり施策の推進役としての機能が求められています。

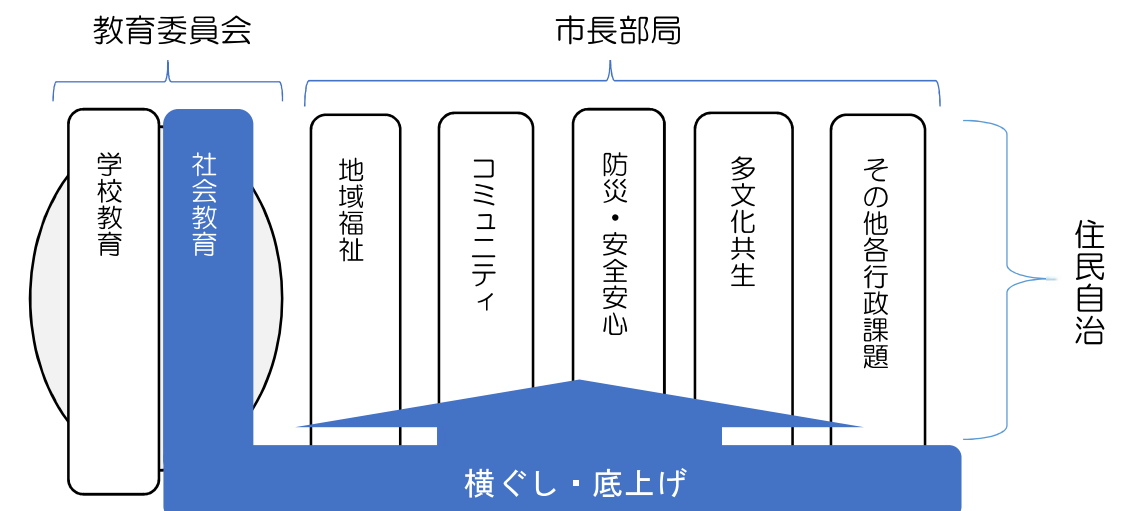
地域全体で、地域の抱える課題を解決し続けていくためには、地域活動や市民活動を豊かにしていくことが求められています。市民の皆様は、地域を自らの手で良くしたいという前向きな気持ちになれるきっかけを提供することが重要であり、このきっかけにあたる取組を、人々の自由で自発的な学習活動を支援する社会教育という分野では、「学び」と呼んでいます。こうした「学び」を社会のいたるところで多く展開し、豊かな地域づくりを支援する必要があります。

社会教育は、まちづくりや地域づくり、住民自治のベースとなるものであり、「学び」から市民の皆様等の活動を誘発し、また活動の中で「学び」が必要になるといった好循環を生むものであると考えています。

(意識や行動の変容:スパイラルアップ)



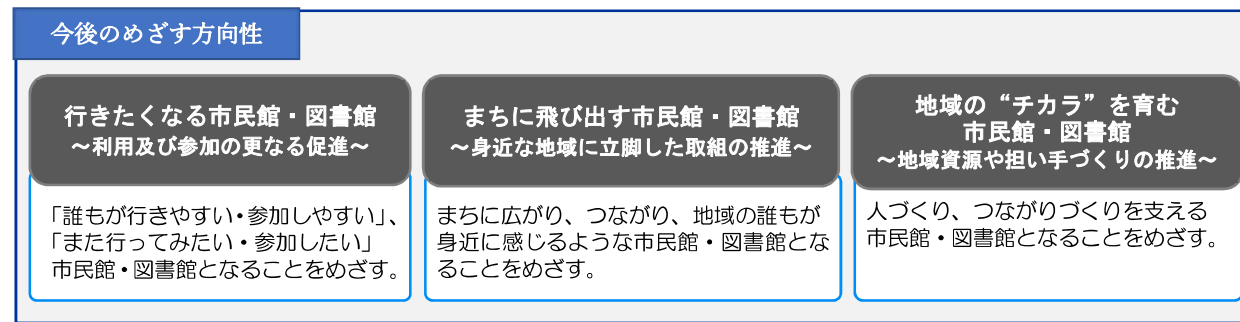
また、社会教育は、様々な行政施策に横ぐしを刺し、推進するための根底にあるものであり、「学び」の伴走を行い、市民協働を推進し、市民が地域社会の課題を自ら解決していく住民自治の底上げを行うものであると考えています。





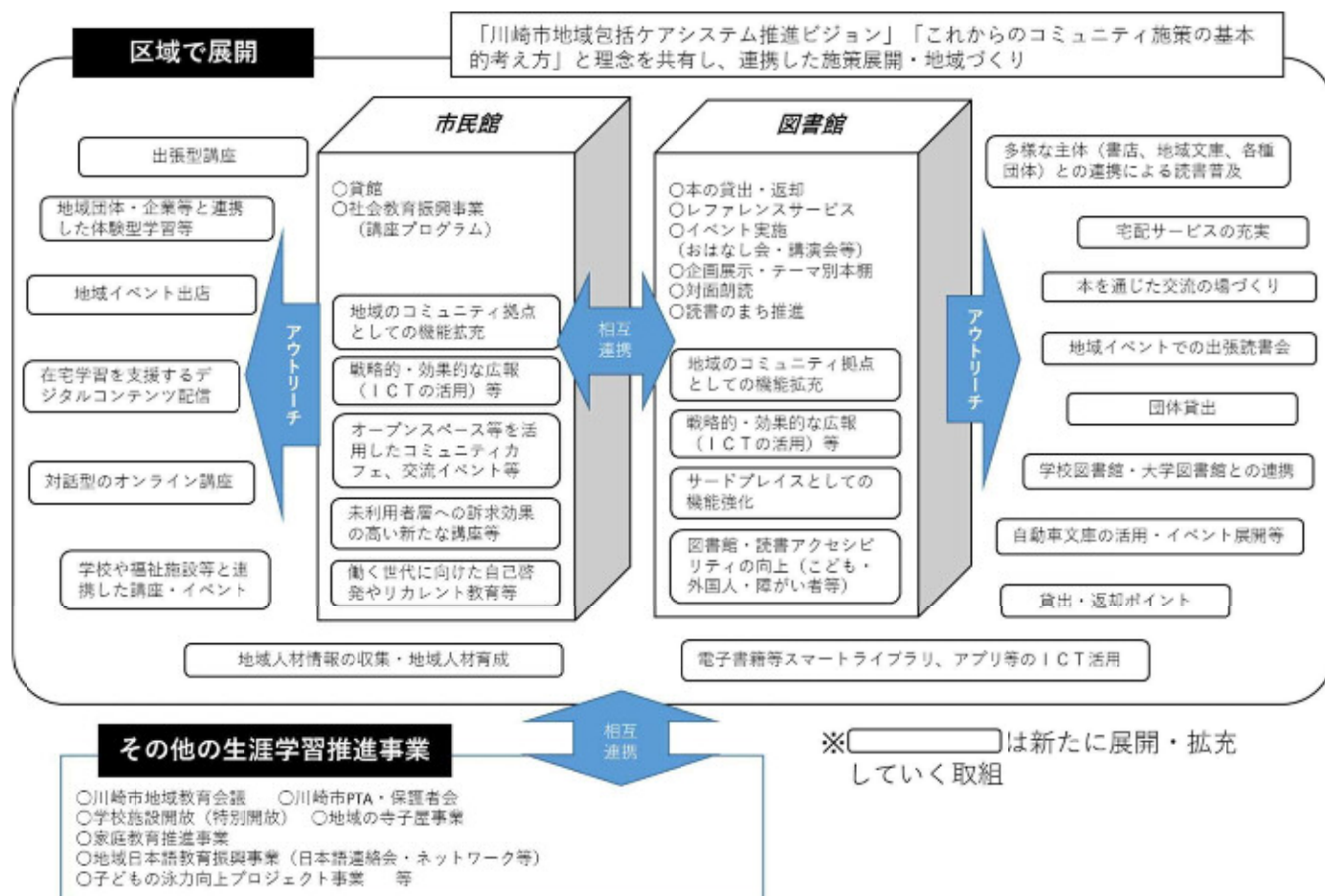
(2) 「今後の市民館・図書館のあり方」で示す市民館・図書館像

「今後の市民館・図書館のあり方」において、市民館・図書館の、今後の目指す方向性を定めています。



- 3つの方向性の実現に向け、ICT活用による情報発信やアウトリーチによる事業・サービス等、新たな展開が求められています。
- 区役所においては、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（平成27年3月）や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（平成31年3月）に基づく地域づくりに向けた事業展開をしており、地域における生涯学習支援はこれらの取組みと連携して地域づくりを展開する必要性があります。
- 市の生涯学習施策全体において、貸館事業や社会教育振興事業に加え、地域教育会議、学校施設開放（特別開放）、地域の寺子屋事業等、地域における多様な生涯学習活動を支援・コーディネートする公的な役割が増加しています。

■今後の生涯学習推進施策イメージ



(3) 市民館の現状・課題

●貸館事業の状況（受付・貸館・施設維持管理業務は民間活用（業務委託））

過去5年間（平成27～令和元年）の市民館の平均利用率は、ホールが約75%、会議室が約63%、音楽室や料理室等の教養室が約55%となっており、諸室の性質によって利用状況に差が出ています。また分館の平均利用率は50%を下回る状況です。

→ニーズの変化に対応した施設提供や情報発信、余剰スペースを活用した会話・ふれあいを楽しめる居場所づくりなどが必要です。

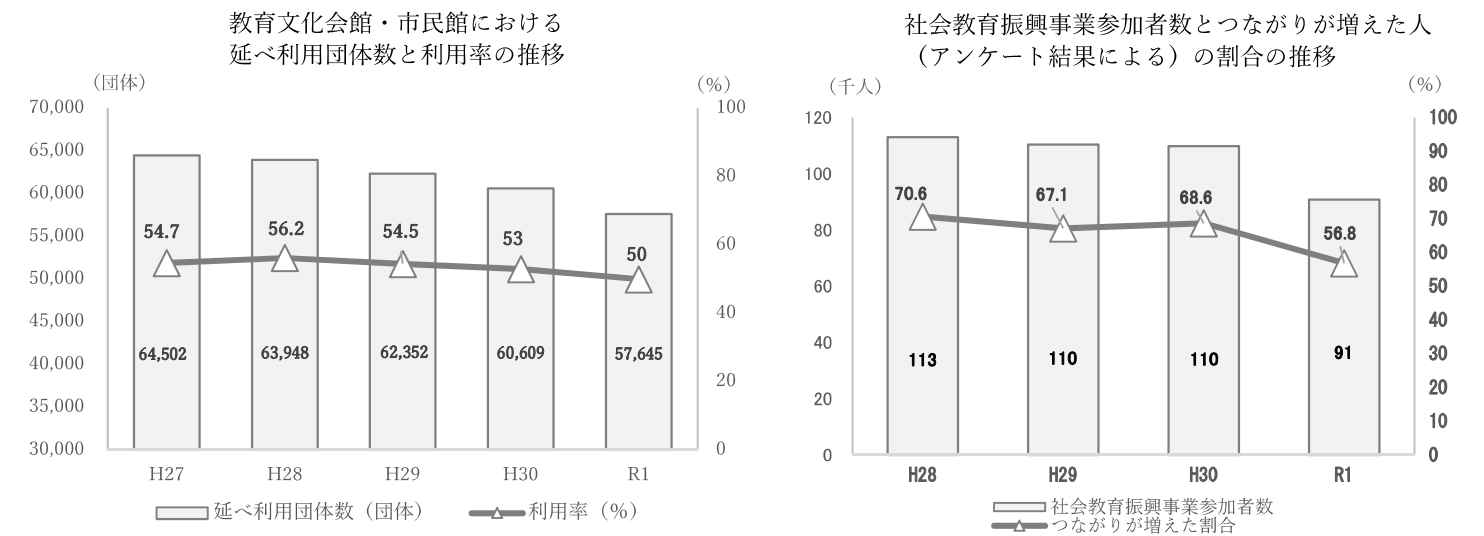
●社会教育振興事業の状況（館を中心とした社会教育振興事業は直営で実施）

過去5年間（平成27～令和元年）の事業への参加者数は、ほぼ横ばいの状況です。また事業の多くは市民館及び分館を拠点として実施しています。現在もそれぞれのライフステージに応じた講座のテーマ設定等により利用促進に取り組んでおりますが、事業参加者の年代については、若い世代の参加が少なく、約半数が60歳代以上で、そのうち約25%が70歳代以上です。

→引き続き、シニアの活躍の場を提供するとともに、幅広い世代に向けた学習活動への動機づけやきっかけづくり等のエンタリー機能が必要です。

→より参加しやすく魅力的な事業を行うとともに、全ての世代を対象に、学習機会の充実を図ることが求められています。

→市民館及び分館を地域の生涯学習の拠点としながら、これまで以上に地域の中に学びや活動の場を増やしていく必要があります。



※教育委員会事務局調べ  
※令和元（2019）年度は年度末に新型コロナウイルス感染症の影響あり

(4) 市民館の課題解決に向けた考え方

現状・課題を踏まえ、その解決に向けては、幅広い世代や地域のニーズにきめ細かく迅速に対応しながら、様々な視点や豊富な事例を参考にしつつ、新たな発想や創意工夫等により、魅力ある生涯学習支援施策の実施や、施設全体の効果的な利活用環境の実現を図ることのできる体制を構築します。

また、区内全域をフィールドとして社会教育・生涯学習の振興を図りながら、まちづくりや地域福祉などの区役所の各部門と連携した人づくり・つながりづくりに向けたコーディネートやサポートできる体制を構築します。



(5) 図書館の現状・課題

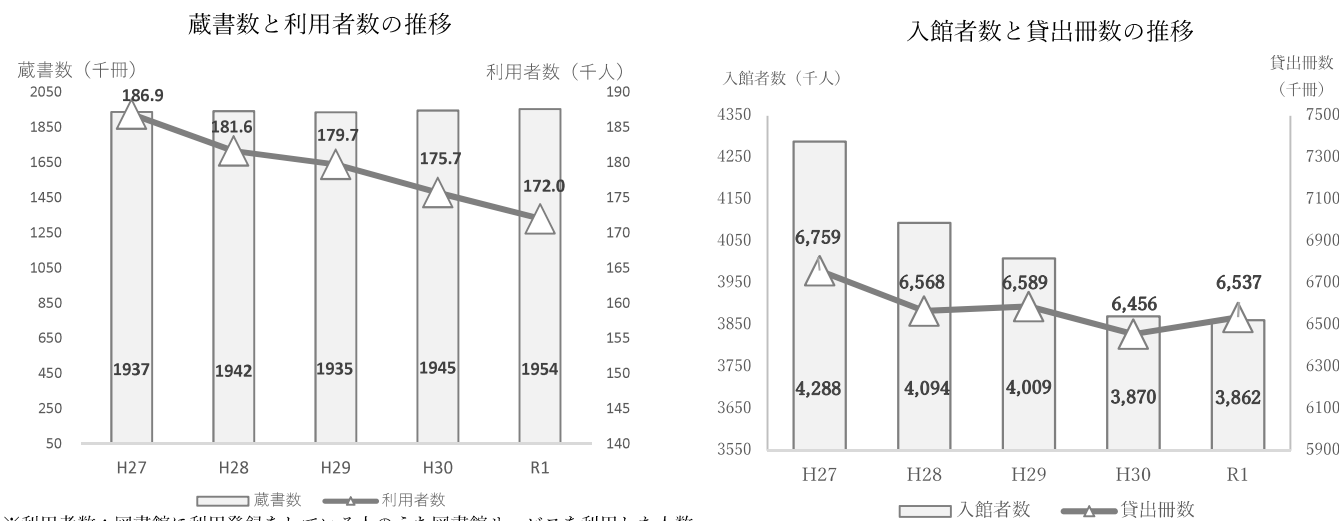
(選書、新規利用者登録、レファレンスサービスは直営、貸出し・返却カウンター、配架、予約巡回、書庫出納等は民間活用(業務委託))

● 図書の貸出・閲覧スペースの提供

- ・利用者数、貸出人数、貸出冊数、入館者数ともに減少傾向です。
- ・図書館利用者アンケートでは、閲覧席の不足や老朽化した施設の改善等、居心地のよい環境を望む市民意見が寄せられています。
- 市立図書館を利用したことがある人は約6割という状況(令和元年度かわさき市民アンケート)のなかで図書館を多くの市民に利用していただくため、多様な来館目的に応じた居心地のよい施設環境づくりに向け、館内の限られた空間を有効活用し、スペースの使い方などの運営・利用ルールの見直し、魅力あるサービスや事業の展開による利用の促進が求められています。

● 読書活動の充実

- ・各区の地区館及び分館を中心としながらも、自動車文庫による市内21ポイントでの貸出・返却サービスや、市内10校との連携による学校図書館の地域開放事業のほか、地域団体等への団体貸出制度など、身近な場所への図書館サービスの展開を図っています。
- ・年齢や対象に応じた、おはなし会、企画展示や講演会等を実施しています。地域においては、民間の地域文庫や読み聞かせボランティア等の多様な主体による読書の広がりにつながる活動が行われているなど、図書・資料や読書に関わる様々な資源が存在しています。
- 資料や読書に関わる地域の様々な資源との連携を通じ、地域の中で広く図書館サービスを展開していくことが求められます。
- 従来の貸出事業・サービスに加え、本を通じた支援や交流の場づくりの推進、多様な主体との連携、地域資源を活かした読書普及活動の推進、他機関等との相互連携による相談支援・交流の取組の推進などによる多様なニーズへの対応が求められています。また、ICT等を活用した読書環境の充実等も必要です。



※利用者数：図書館に利用登録をしている人のうち図書館サービスを利用した人数

※教育委員会事務局調べ  
 ※平成30(2018)年度は図書館システム機器更新のため全館2週間～1ヶ月間休館あり  
 ※令和元(2019)年度は年度末に新型コロナウイルス感染症の影響あり

(6) 図書館の課題解決に向けた考え方

現状・課題を踏まえ、その解決に向けては、幅広い世代や地域のニーズにきめ細かく迅速に対応しながら、様々な視点や豊富な事例を参考にしつつ、新たな発想や創意工夫等を図り、魅力ある施設利活用環境の実現を図る体制を構築します。

また、経験や年齢等のバランスを考慮しながら、専門性を有する市職員を安定的に配置するとともに、限られた資源を有効に活用しながら、読書普及・サービス、アウトリーチ、コミュニティ施策の推進など図書館活動の充実に向けた業務に取組むことのできる体制を構築します。

(7) 市民館・図書館の管理・運営の方向性

「今後の市民館・図書館のあり方」における多様な市民ニーズに 대응していくための事業サービスの実施、及び現状・課題を勘案し、令和4年1月の「中間とりまとめ」において、以下のとおり管理運営の方向性を決めました。

市民館・図書館の管理・運営の方向性

<民間活力の更なる活用の検討>

市全体の生涯学習支援施策の再構築を図り、市民館・図書館の従来からの事業サービスを引続き実施しつつ、「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、多様なニーズに対応する事業・サービス提供による施策の底上げを図り、生涯学習社会の実現を目指すため、市職員のマンパワーを補完し、市職員が企画や新たな取組に一層注力できる体制の構築に向けて、指定管理者制度や業務委託の拡充等の民間活力の更なる活用の検討を進める。

(※マンパワー：性差に関係ない人的資源・労働力)

(民間活力の更なる活用にあたっての視点)

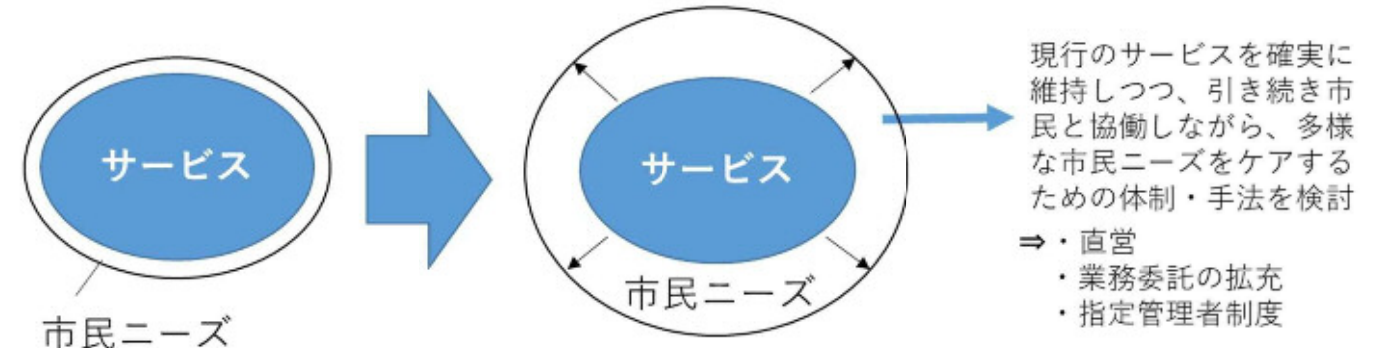
- ・市でやらなければいけないこと、民間の力を借りることでサービス向上ができる部分を切り分けし、各々の力が最大限発揮できるよう役割分担を行う。
- ・市と民間が連携を図りながら、多様な市民ニーズに的確に対応し、「今後の市民館・図書館のあり方」で示した事業・サービスを実現する。
- ・市が企画調整、マネジメントをしっかりと行い、民間事業者の業務内容等を確認できる体制づくりを行うとともに、達成すべき業務の水準を示すことにより、必要な事業・サービスを確実に担保する。
- ・市の役割を果たしていくために必要な人材育成を行う。

これまで

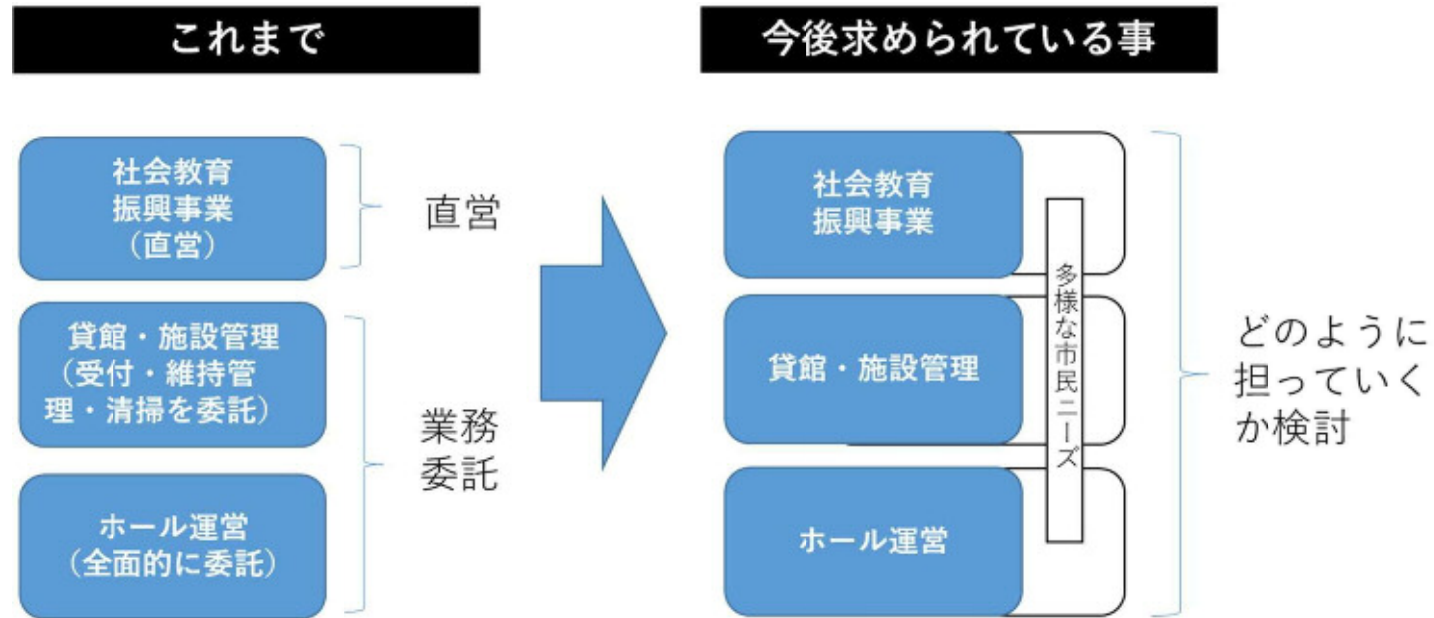
市民ニーズに対し、それに応じたサービスを、市民と連携しながら提供

現在の状況

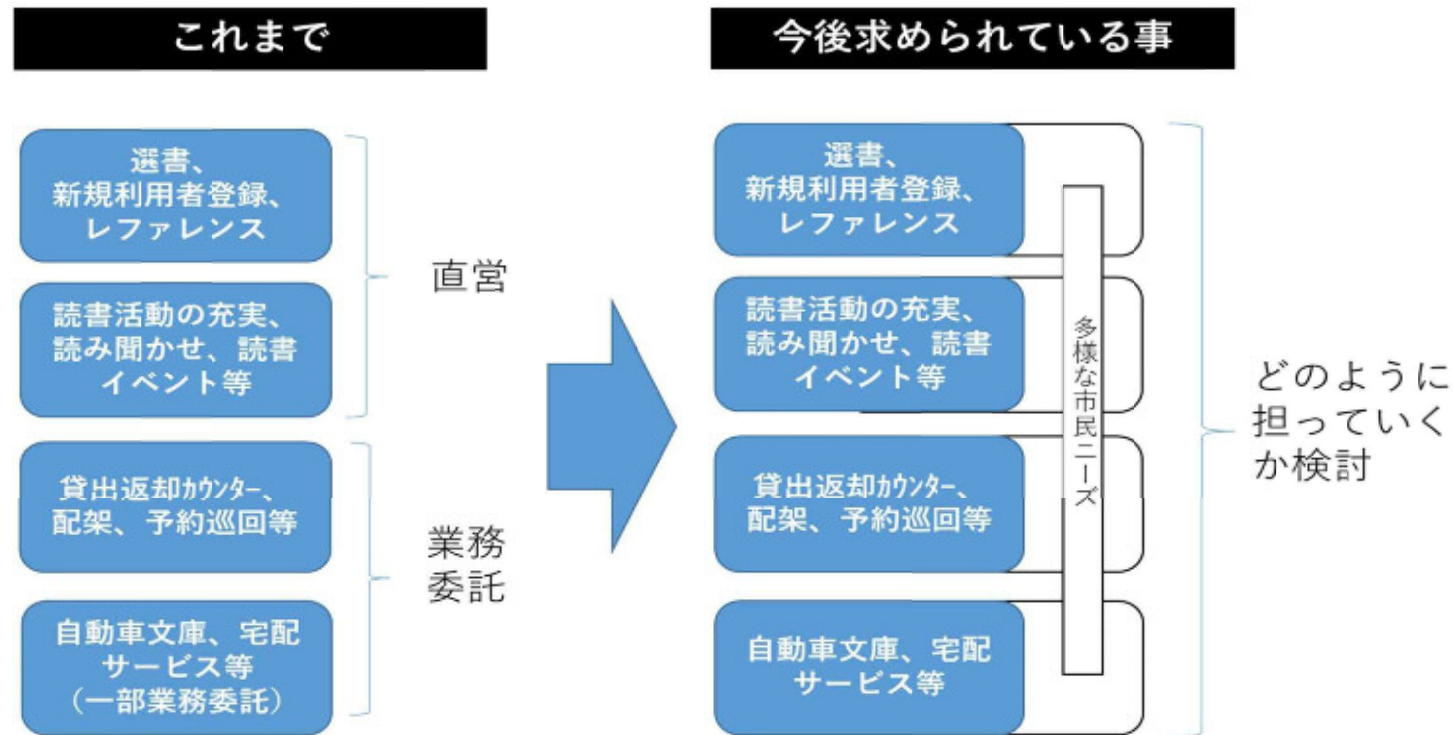
市民ニーズの広がり・多様化の状況があり、的確に対応していく必要がある。



(市民館)



(図書館)



### 3 管理・運営手法の検討

手法としては、本市のように直営を基本とし、一部、施設管理・窓口業務を中心に民間事業者等を活用した①「直営+業務委託」、現在直営で実施している部分に更に業務委託化を進める②「業務委託の拡充」、市民館の管理運営を一括して民間事業者等に任せる③「指定管理者制度」が考えられます。

3つのパターンについて比較検討を行いました。

#### (1) 他都市の状況

##### ① 公民館等の民間活用状況

【全国の指定管理者制度導入の状況】

公民館(類似含む) 9.9%

生涯学習センター 32.5%

劇場・音楽堂等 58.8%

※教育委員会調べ(平成30年度社会教育統計を参照)

##### 【政令指定都市の状況】

公民館: 指定管理 設置している 13市のうち5市が導入済

業務委託 設置している 13市のうち9市が導入済

生涯学習センター: 指定管理 設置している 14市のうち8市が導入済

業務委託 設置している 14市のうち5市が導入済

※教育委員会調べ(各市への照会による)

##### ② 図書館の民間活用状況

【全国の指定管理者制度導入の状況】

図書館 18.9%

※教育委員会調べ(平成30年度社会教育統計を参照)

##### 【政令指定都市の状況】

指定管理者: 20市のうち10市が導入済、業務委託14市が導入済

※教育委員会調べ(令和3年指定都市図書館長会議各都市統計資料等参照)

#### (2) 視察調査

他都市等の管理運営手法を参考にするため、下記の施設についての視察を実施しました。

##### <市民館関係>

- ・有馬・野川生涯学習支援施設: アリーノ(川崎市)
- ・九段生涯学習館(東京都千代田区)
- ・すみだ生涯学習センター: ユートリヤ(東京都墨田区)
- ・北区中央公園文化センター(東京都北区)
- ・柏市文化・交流複合施設: パレット柏(千葉県柏市)
- ・生涯学習複合施設: プラッツ習志野(千葉県習志野市) 等

##### <図書館関係>

- ・世田谷区立中央図書館(東京都世田谷区)
- ・江東区立東陽図書館(東京都江東区)
- ・さいたま市立大宮図書館(埼玉県さいたま市)
- ・船橋市西図書館、中央図書館(千葉県船橋市)
- ・生涯学習複合施設: プラッツ習志野(千葉県習志野市) 等



## 4 指定管理者制度導入の効果

「今後の市民館・図書館のあり方」の3つの基本方針に示された具体的な取組みを推進していくにあたって、指定管理者のノウハウ・マンパワーを活用しながら進めていくことにより、従来からの市民館・図書館のサービスを底上げするとともに、多様なニーズへの対応や未利用者へのアプローチを行い、館がより有効に活用されるとともに、利用満足度の向上が期待されます。

また、民間事業者等のノウハウを活用するとともに、市職員のマンパワーを補完し、市職員が生涯学習支援事業をより地域の様々な場所で展開することで、地域での生涯学習支援事業を通じて「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を促し、市民の地域活動の活性化につなげます。

生涯学習支援事業を通じた地域活動が活発に行われることによって、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく事業と相まって、地域の抱える課題に対して、市民協働で解決していくことにつなげていきます。

### (1) 市民館における指定管理者制度を導入した場合の想定効果

| 事業・サービス展開の方向性                           | 想定効果                              |
|---|-----------------------------------|
| 市民が集う利用しやすい環境づくり<br><行きたくなる>            | 施設のオープンスペースを活用した施設利用の促進           |
|   | 他都市でのノウハウを踏まえた社会教育プログラムの充実        |
|   | 未利用者層への訴求効果の高い自主事業の推進             |
|   | I C Tを活用した積極的な情報発信                |
| 多様な市民ニーズに対応した学びの支援<br><まちに飛び出す>         | 地域の身近な場所での学びの場づくり                 |
|   | 図書館と連携した相乗効果による魅力ある取組の推進          |
|   | 新しい生活様式に対応したI C Tを活用した学びの提供       |
| 多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり<br><地域の“チカラ”を育む> | ボランティア等の育成、多様な主体との協働・連携による市民創発の取組 |

### (2) 図書館における指定管理者制度を導入した場合の想定効果

| 事業・サービス展開の方向性                    | 想定効果   |
|----------------------------------|--|
| 一人ひとりの市民が使いやすいしくみづくり<br><行きたくなる> | 利用時間の拡充検討等、市民が利用しやすい環境づくり                        |
|                                  | 様々な層へ向けた図書関連サービスの充実<br>(子ども、高齢者、外国人等多文化共生関連サービス) |
|                                  | 利用者の関心にあわせた企画展示の充実                               |
|                                  | 図書館未利用者を含めたあらゆる世代に向けた戦略的な情報発信                    |
|                                  | 他自治体でのノウハウやボランティア等との連携に基づく自主事業の推進                |
| 多様な利用ニーズに対応した読書支援<br><まちに飛び出す>   | 自動車文庫「たちばな号」を活用したアウトリーチの展開                       |
|                                  | 読書アクセシビリティの向上に向けたI C T等を活用した取組                   |
| 地域や市民に役立つ図書館づくり<br><地域の“チカラ”を育む> | 地域との連携強化による地域に根差した図書館に向けた取組                      |
|                                  | 効率的・効果的なレファレンスの推進                                |

## 5 指定管理者制度導入（市民館）にあたって

### (1) 指定管理者制度導入にあたっての視点

指定管理者制度の導入にあたっては、以下の視点を念頭に進めてまいります。

- ①社会教育法に基づく社会教育振興の継続
- ②市民館運営の継続性の確保
- ③市と指定管理者との意思疎通
- ④市職員及び指定管理者の人材育成

### (2) 市と指定管理者の役割分担

市民館では、これまでの市民館運営で培ってきた経験を活かし、効率的・効果的な市民館運営を引き続き実施するとともに、多様な主体や関係部署との連携を一層深め、多様なニーズへの対応や、区域全体で生涯学習施策を推進する必要があります。

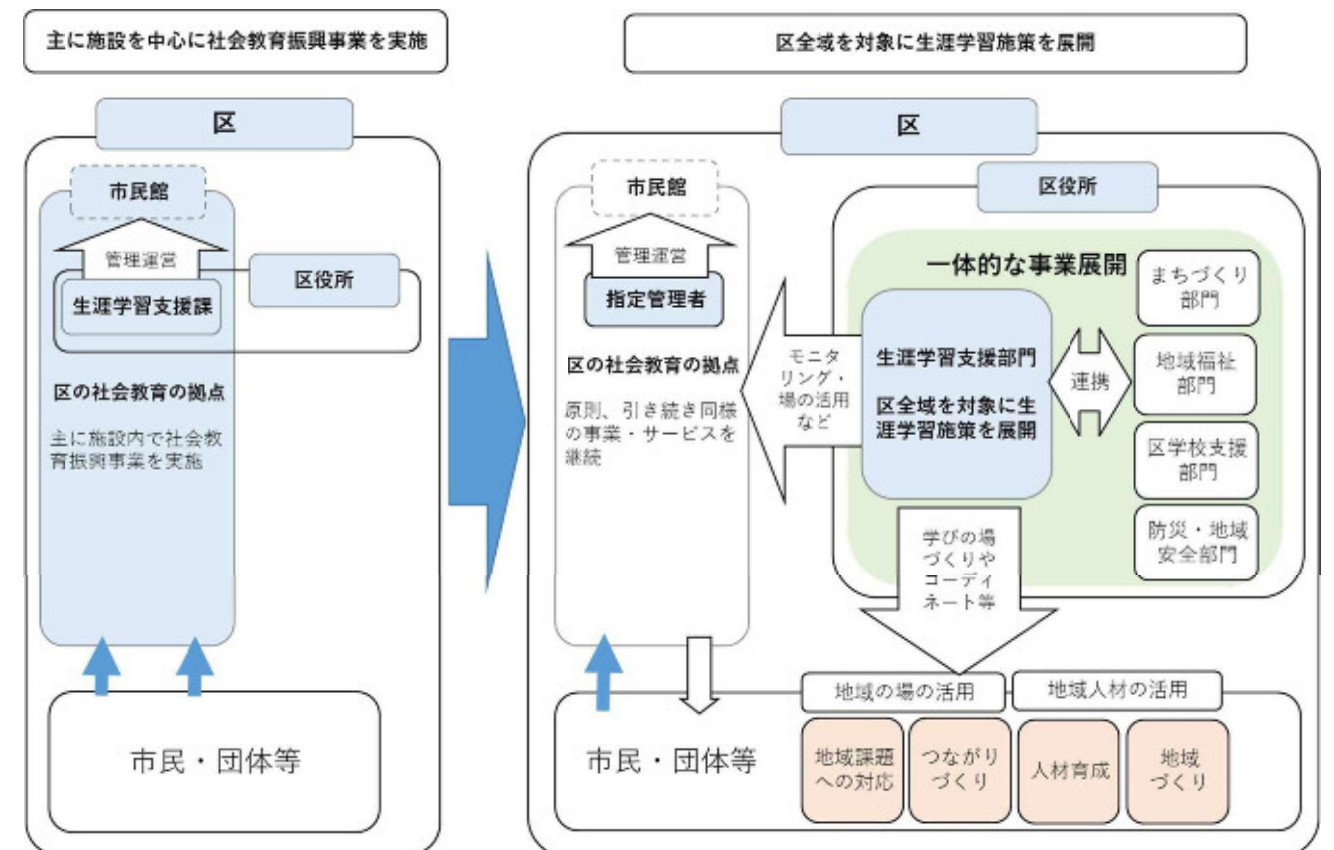
そこで、指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な市民館運営とともに事業サービスの向上を図るため、市がマネジメントを行うことを前提としつつ、市と指定管理者の役割分担を行い事業を推進します。

- ①現在、業務委託にて実施している施設管理業務（貸館、ホール運営、施設維持管理等）については、指定管理者が中心に担うこととします。
- ②社会教育振興事業については、市と指定管理者でそれぞれの役割を担い、連携して事業を行います。基本方針や事業の方向性等については市が定め、事業の運営等については指定管理者のノウハウやマンパワー等を活用し、取組を進めることとします。
  - 講座内容の決定に関しては市が行う。その企画や内容検討においては、指定管理者の知見を活用する。講座の運営に関しては指定管理者が中心となる。
  - 地域で活動する団体やボランティアの育成、協働・連携、その活躍の場の提供に関することについては、市と指定管理者が連携して行う。
  - 生涯学習施策の推進における社会教育関係団体の支援については、指定管理者と連携しながら、市が中心となる。
  - 運営に関わる審議会等については市が行う。

### (3) 区における生涯学習支援部門

従来からのニーズに応えつつ、新たな事業・サービスの提供を展開するために、館の運営や社会教育振興事業について、指定管理者に一部任せすることで、市職員のマンパワーを補完し、市職員は本来取組むべき、企画や新たな打ち出しに注力していきます。

区の生涯学習支援部門については、区役所のまちづくり部門、地域福祉部門等と連携し、アウトリーチや地域づくりを進めてまいります。



## 7 指定管理者制度導入のスケジュール

### (市民館)

指定管理者制度導入のスケジュールは、対象施設が多いため、指定管理者制度導入に伴う事務負担や受託側の事業者の状況を考慮する必要があります。

また、市民館は現在老朽化が進んでおり、移転や大規模改修の検討を進めている館もあります。その間、施設自体が利用できなくなる場合もあり、そういった状況を勘案し進めることとします。移転や工事等の予定がない地区館については、指定管理者制度の導入を進めます。

プラザ・分館につきましては、親館である地区館の状況にあわせ、指定管理者制度の導入を進めることとします。

※プラザ：市民館分館・図書館分館の複合施設（田島、大師、日吉、橘）

- ・教育文化会館及び田島分館、大師分館は、教育文化会館の移転後に指定管理者制度の導入を進めます。（令和6年度後半）
- ・中原市民館、高津市民館、橘分館は、指定管理者制度の導入を進めます。（令和7年度）
- ・多摩市民館、麻生市民館、岡上分館は、指定管理者制度の導入を進めます。（令和8年度）
- ・改修工事・移転のある幸市民館及び宮前市民館、及び同区内の日吉分館、菅生分館は、工事・移転終了後に指定管理者制度の導入を進めます。

| 市民館         | 導入時期          |
|-------------|---------------|
| 教育文化会館      | 令和6（2024）年度後半 |
| 田島分館（プラザ田島） | 令和6（2024）年度後半 |
| 大師分館（プラザ大師） | 令和6（2024）年度後半 |
| 幸市民館        | 市民館の改修工事後     |
| 日吉分館（プラザ日吉） | 市民館の改修工事後     |
| 中原市民館       | 令和7（2025）年度   |
| 高津市民館       | 令和7（2025）年度   |
| 橘分館（プラザ橘）   | 令和7（2025）年度   |
| 宮前市民館       | 市民館の移転後       |
| 菅生分館        | 市民館の移転後       |
| 多摩市民館       | 令和8（2026）年度   |
| 麻生市民館       | 令和8（2026）年度   |
| 岡上分館        | 令和8（2026）年度   |

### (図書館)

図書館の管理運営については、市民館と共同で指定管理化することで、社会教育施設同士の連携による相乗効果が図られることから、地区館においては文化センターを指定管理導入館として進めることとします。

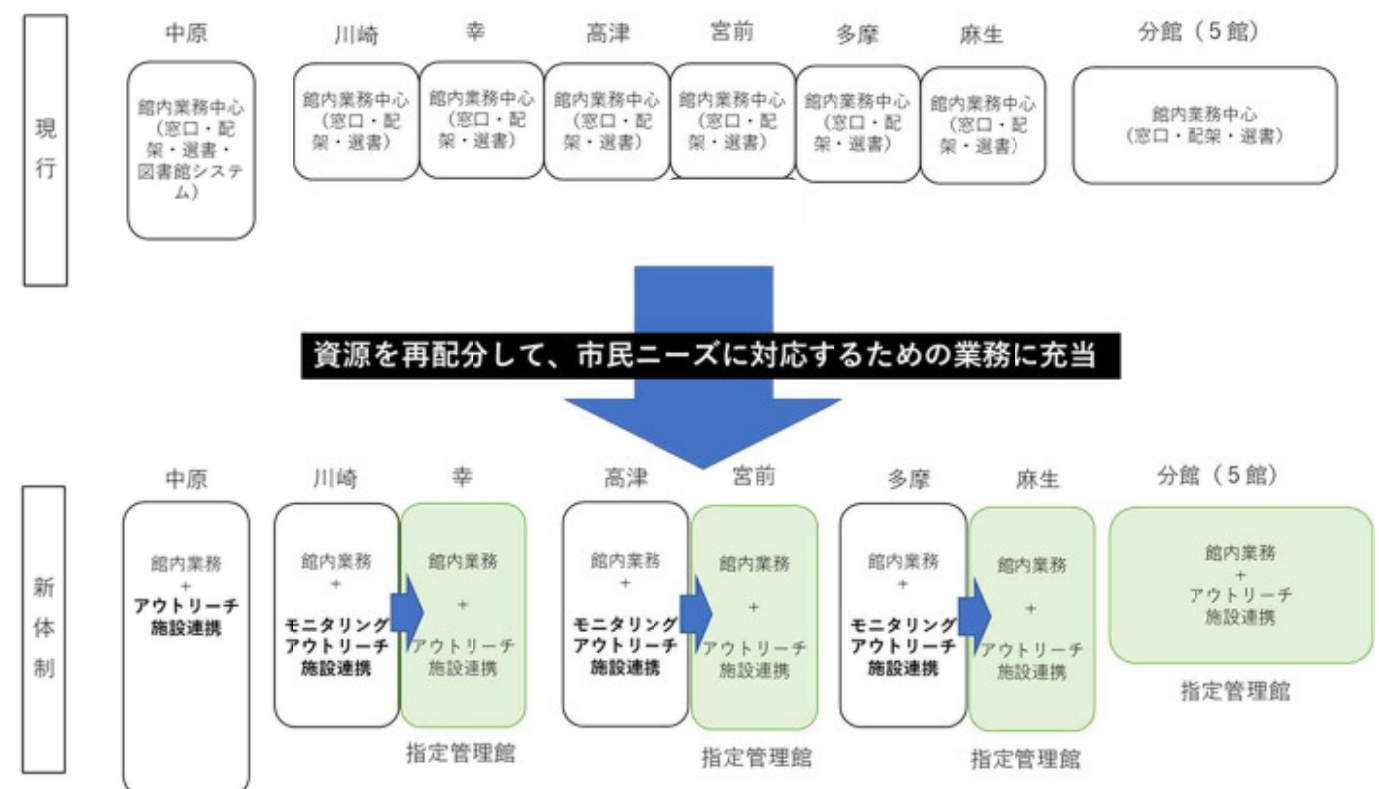
プラザにおいては、市民館機能の指定管理者制度の導入にあわせ、図書館機能についても進めることとします。分館については、親館の図書館の導入にあわせ進めることとします。

※文化センター：市民館と図書館の複合施設（幸、宮前、麻生）

- ・田島分館・大師分館は、教育文化会館の移転後に、市民館機能と同時に指定管理者制度の導入を進めます。（令和6年度後半）
- ・橘分館は、市民館機能と同時に指定管理者制度の導入を進めます。（令和7年度）
- ・文化センターである麻生図書館は、麻生市民館と同時に指定管理者制度の導入を進めます。また同区内の柿生分館も同時に導入を進めます。（令和8年度）
- ・その他の文化センターである宮前図書館、幸図書館及び同区内の日吉分館は、移転・工事終了後に指定管理者制度の導入を進めます。

| 図書館         | 導入時期          |
|-------------|---------------|
| 川崎図書館【直営館】  | —             |
| 田島分館（プラザ田島） | 令和6（2024）年度後半 |
| 大師分館（プラザ大師） | 令和6（2024）年度後半 |
| 幸図書館        | 図書館の改修工事後     |
| 日吉分館（プラザ日吉） | 図書館の改修工事後     |
| 中原図書館【直営館】  | —             |
| 高津図書館【直営館】  | —             |
| 橘分館（プラザ橘）   | 令和7（2025）年度   |
| 宮前図書館       | 図書館の移転後       |
| 多摩図書館【直営館】  | —             |
| 麻生図書館       | 令和8（2026）年度   |
| 柿生分館        | 令和8（2026）年度   |

### <図書館指定管理者導入再編イメージ>



## 専門部会 第3回以降の検討状況

12月

- ・区役所地域ケア推進課と情報共有・意見交換

1月

- ・区役所地域支援課生田地区担当に意見交換打診

2月

- ・区子育て支援会議にて情報共有・意見交換

3月

- ・区役所地域支援課生田地区担当・地域ケア推進課生田地区担当職員と意見交換

高血圧と圧迫骨折対策を重視している

今年度生田出張所にて講演会を実施。同じようなものを別の場所でやることについて好感触

- ・開催場所の検討として、南生田小・中に確認（南生田小は音楽室、南生田中は図書室を施設利用開放している）

南生田小：合唱部（どこのものかは不明）が利用することがある。部屋の大きさ自体は40人ぐらいのものだが、部屋には楽器などもある。

南生田中：年に何回か、体育館施設開放している団体が打ち合わせをする程度。人数は多くて20人ぐらい。

- ・中野島地区の動き

中野島小学校の地域開放教室にて3/19、日頃この教室を利用して活動している団体が発表・交流するイベント「なかのしま学びの交流セミナー」が、NPOかわさき創造プロジェクト主催で開催。市民館で毎年開催している生涯学習交流集会と同じ内容と言える。

- ・備忘録 2023.3.12 春秋苑をメイン会場に、長沢自治会館をサテライト会場：オンライン配信にして、行きやすいところに行ってもらおう。長沢自治会館にも職員を配置して、メイン会場とうまくやり取りして臨場感を出す。Wi-Fiは総務課などと相談してポータブルWi-Fi（またはテレワークパソコンのもの）を活用

4月

- ・備忘録 2023.4.10 こども未来局の事業として、地域子育て支援センターを保育園やこ文

連携型で実施し相談・講座・小イベントを行っている。生田地区では枳形と錦ヶ丘こ文連携型でままとんキッズが受託している。多摩区のほかの地域でも行われているが、稲田地区では手薄な状況（西宿河原保育園に開設されているが、場所がほとんど登戸地区）。

・今月から、地域みまもり支援センターの定例係長会議に参加。定期的に情報共有・交換を行っていくことになる。

5月

・地域みまもり支援センター連絡会議

高血圧予防の講演会を今年度から5地区で行うことが報告される

6月

・4日 長沢自治会館での「長沢ミニライブ」を見学

いす席だと70以上の収容人数であることを確認。講座として健康体操の実演を取り入れたとしても2,30人は入ることから、大きさとしては、長沢自治会館単独で講座を開催可能と判断

・13日 地域支援課 南生田・長沢地域の担当に高齢者セミナーの企画を相談。29日の健康づくり推進会議に出席して高齢者セミナーについてPRすることになる。

・24日 長沢自治会館での「出張るぐらん寄席」を見学

長沢まちづくり協議会の高橋さんに高齢者セミナーについて提案。高橋さんから11月25日長沢諏訪社で開催予定のオータムフェスタにて、長沢自治会館を会場にプチ健康フェスタをやってもらえないかと逆提案を受ける。

・29日 第1回多摩区健康づくり推進会議にて高齢者セミナーの広報協力依頼。薬剤師会から前向きな回答をもらう。

地域支援課 南生田・長沢地域の担当に、11月25日のオータムフェスタに関する長沢まちづくり協議会からの提案を説明。7月3日の課内会議にて検討すること。

令和4・5年度  
川崎市社会教育委員会議多摩市民館専門部会  
調査・研究報告書

(仮) 区内全域をフィールドとした社会教育の振興  
を目指して

令和6(2024)年3月

川崎市社会教育委員会議多摩市民館専門部会

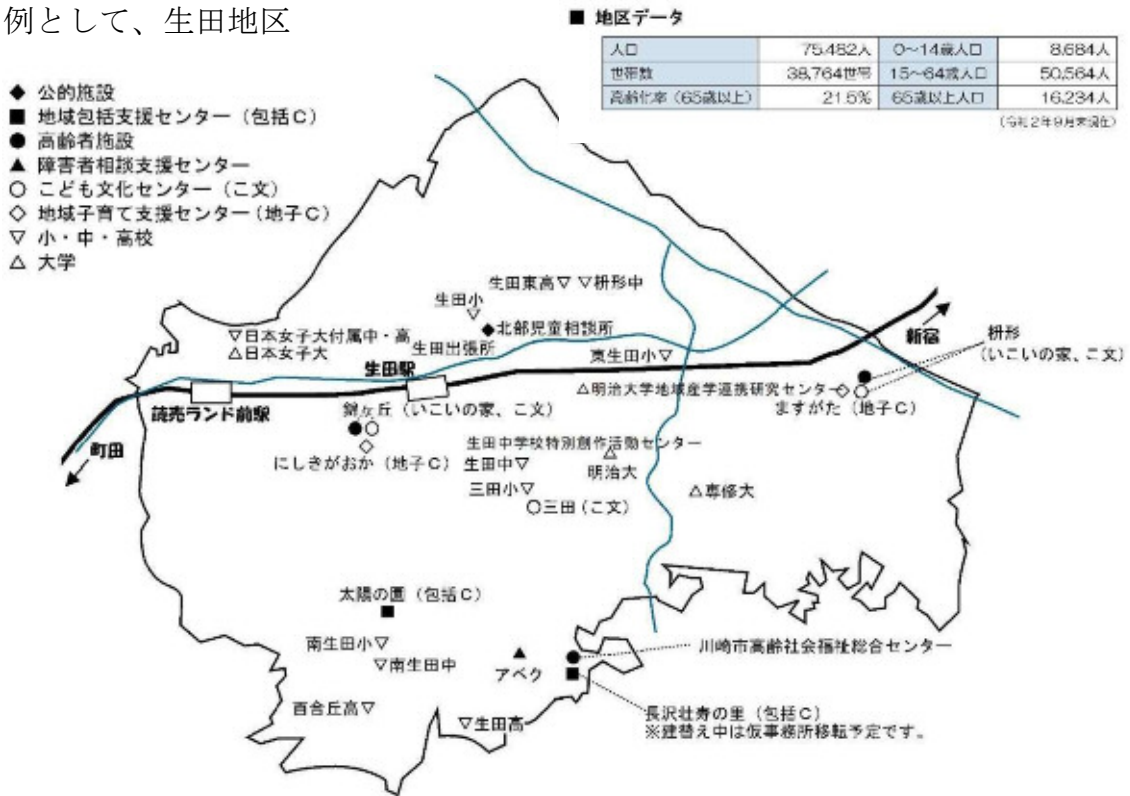
## 目 次

|      |                      |         |
|------|----------------------|---------|
| I    | はじめに 今期のテーマ設定の経緯について | .....   |
| II   | モデル地区の設定             | .....   |
| III  | 講座の企画検討・実施に向けた準備     | .....   |
| IV   | 高齢者セミナーの開催           | .....   |
| V    | 開催結果・来年度以降           | .....   |
| IV   | まとめ                  | ..... 5 |
| 参考資料 |                      |         |
|      | 審議経過                 | ..... 6 |
|      | 委員名簿                 | ..... 7 |
|      | 川崎市社会教育委員会議規則 ～抜粋～   | ..... 8 |

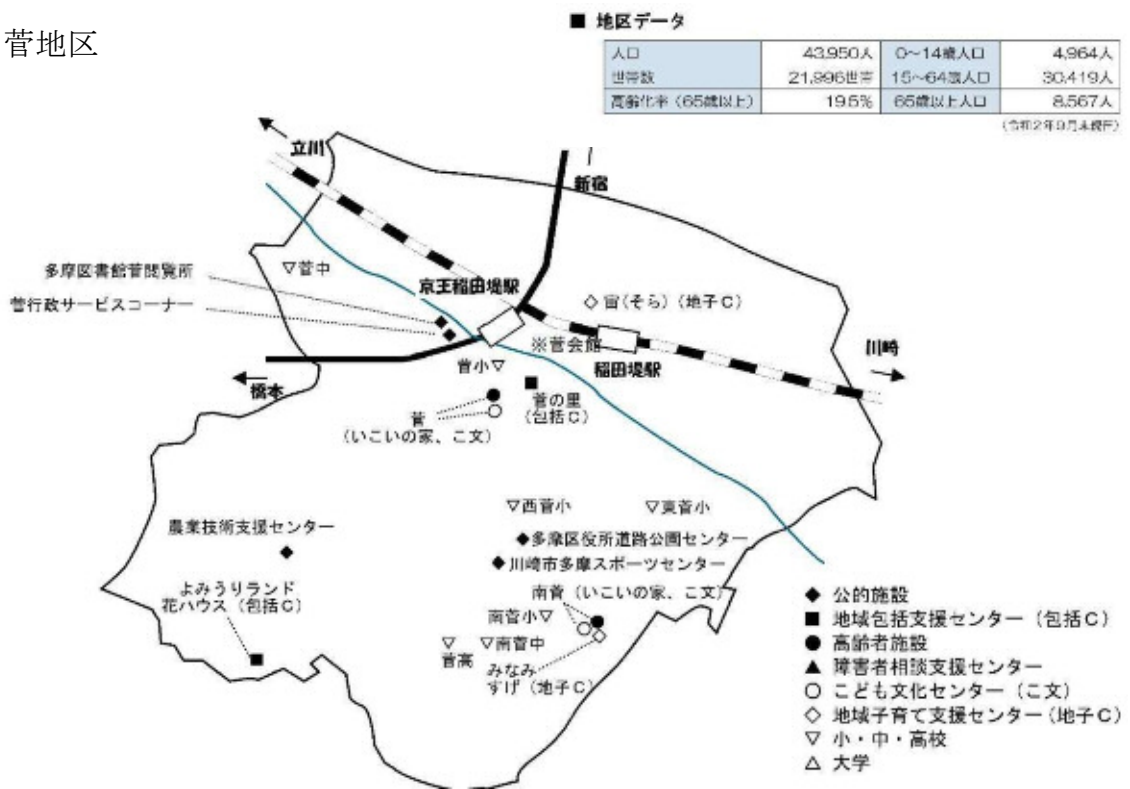




例として、生田地区



菅地区



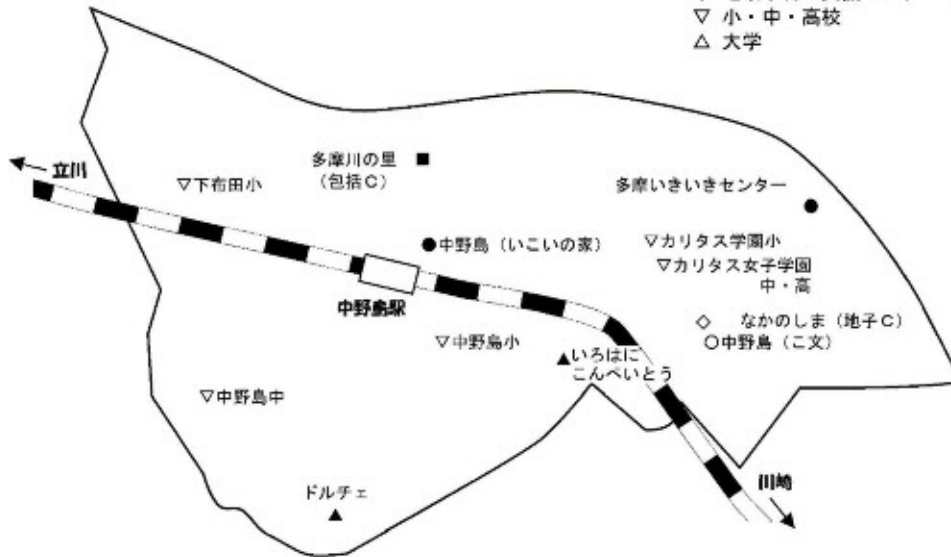
## 中野島地区

### ■ 地区データ

|             |          |          |         |
|-------------|----------|----------|---------|
| 人口          | 23,257人  | 0~14歳人口  | 2,462人  |
| 世帯数         | 11,780世帯 | 15~64歳人口 | 15,545人 |
| 高齢化率(65歳以上) | 22.6%    | 65歳以上人口  | 5,250人  |

(令和2年9月末現在)

- ◆ 公的施設
- 地域包括支援センター(包括C)
- 高齢者施設
- ▲ 障害者相談支援センター
- こども文化センター(こ文)
- ◇ 地域子育て支援センター(地子C)
- ▽ 小・中・高校
- △ 大学

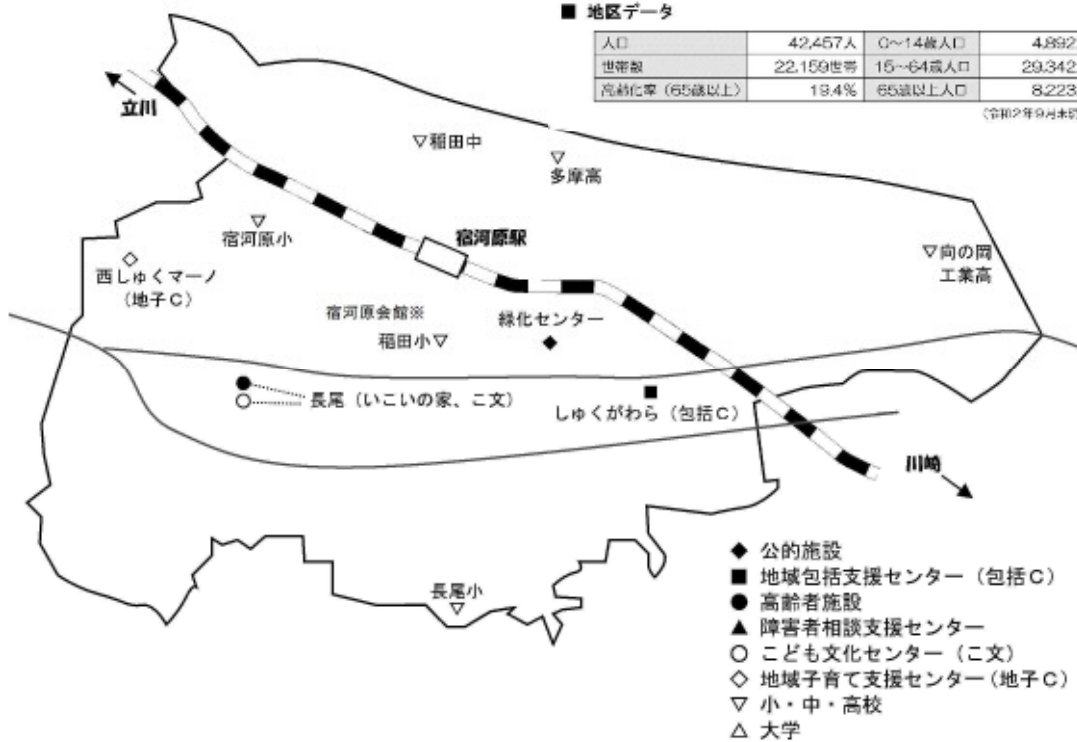


## 稲田地区

### ■ 地区データ

|             |          |          |         |
|-------------|----------|----------|---------|
| 人口          | 42,457人  | 0~14歳人口  | 4,892人  |
| 世帯数         | 22,159世帯 | 15~64歳人口 | 29,342人 |
| 高齢化率(65歳以上) | 19.4%    | 65歳以上人口  | 8,223人  |

(令和2年9月末現在)



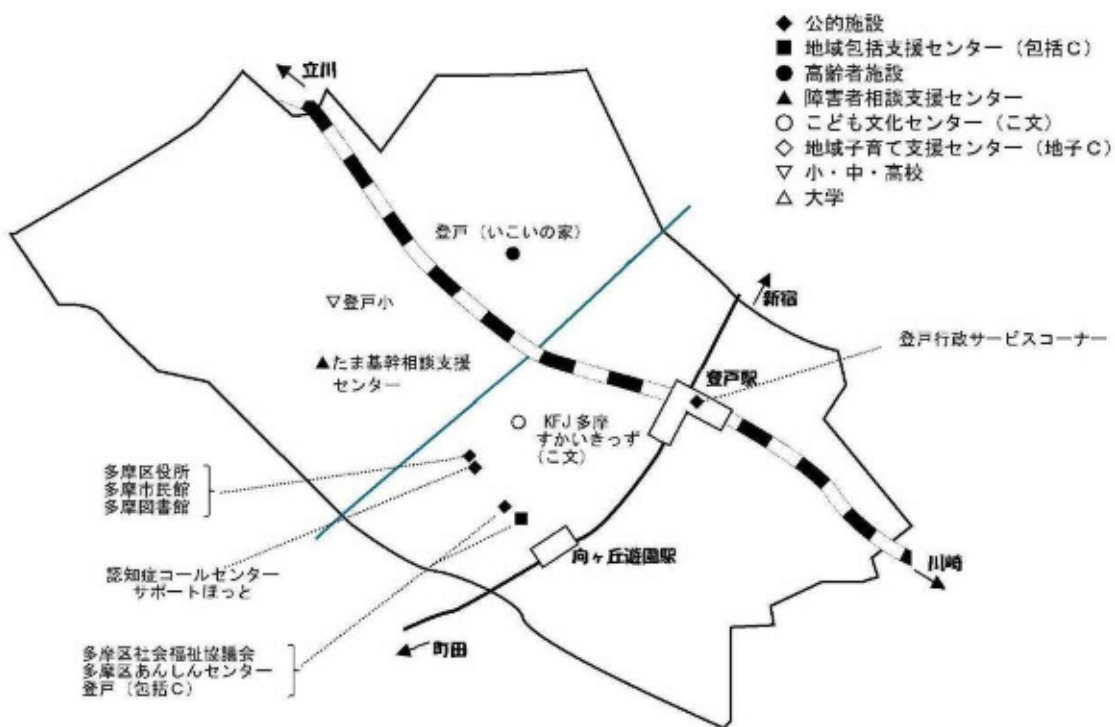
- ◆ 公的施設
- 地域包括支援センター(包括C)
- 高齢者施設
- ▲ 障害者相談支援センター
- こども文化センター(こ文)
- ◇ 地域子育て支援センター(地子C)
- ▽ 小・中・高校
- △ 大学

## 登戸地区

### ■ 地区データ

|             |          |          |         |
|-------------|----------|----------|---------|
| 人口          | 27,594人  | 0~14歳人口  | 2,737人  |
| 世帯数         | 16,538世帯 | 15~64歳人口 | 20,853人 |
| 高齢化率(65歳以上) | 14.5%    | 65歳以上人口  | 4,004人  |

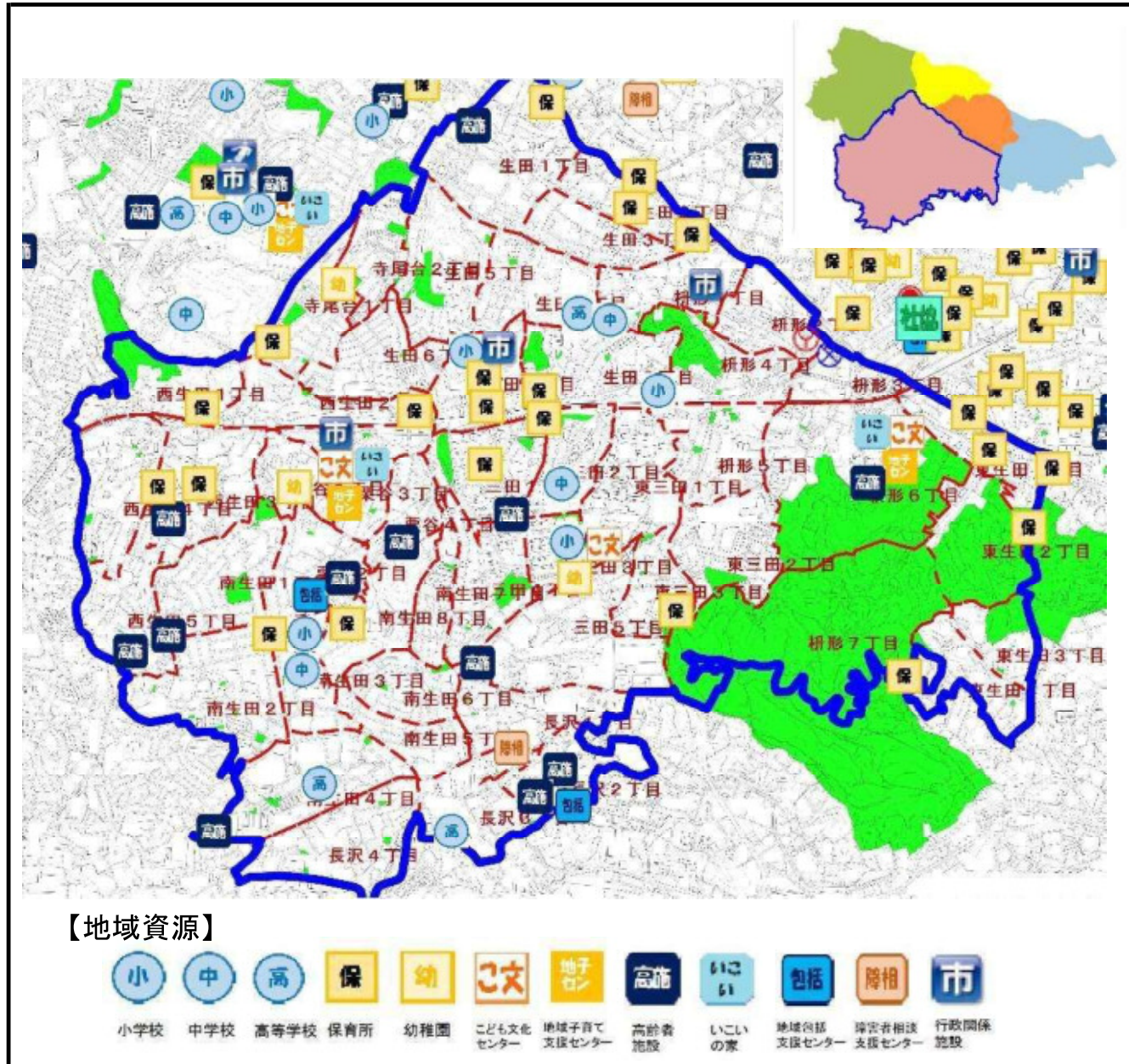
(令和2年9月末現在)





## 地区カルテ 生田地区

### ■地域マップ



### ■対象エリア

東生田1～4丁目、東三田1～3丁目、枳形1～7丁目、生田1～8丁目、三田1～5丁目、栗谷1～4丁目、寺尾台1、2丁目、長沢1～4丁目、西生田1～5丁目、南生田1～8丁目

### ■地域概要

| 地域の概要・主な特徴等   |  |
|---|--|
| ・生田地区は、多摩区の南部に広がる多摩丘陵に位置し、川崎市を代表する生田緑地など、自然豊かな環境がある。        |  |
| ・地区の多くを占める丘陵地を小田急小田原線が横断し、鉄道の南北には山坂が多い住宅地が広がっている。           |  |
| ・生田親子運動会など地区全体で開催するイベントがある。                                 |  |
| ・昭和30年代後半から始まった土地区画整理事業などにより良好な住環境が形成されているが、区内で最も高齢化が進んでいる。 |  |
| ・東三田に専修大学、三田に明治大学、西生田に日本女子大学があり、大学との連携事業を進めている。             |  |

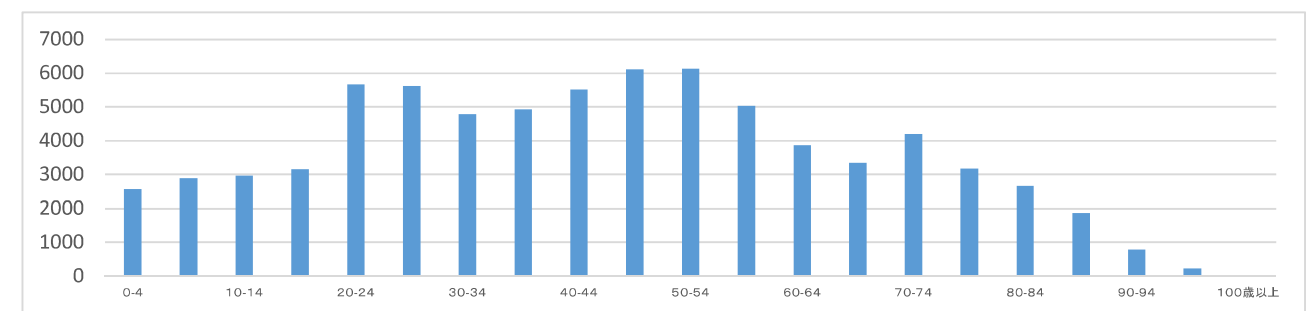
### ■基礎情報

| 人口関係                    | 地区(数)  | 地区内構成率 | 区(数)    | 区内構成率 |
|-------------------------|--------|--------|---------|-------|
| 人口(R3.12.31住民基本台帳)      | 75,598 |        | 214,094 |       |
| 世帯数(R3.12.31住民基本台帳)     | 39,366 |        | 113,414 |       |
| 単身世帯数 (R2国勢調査)          | 20,972 | 51%    | 56,903  | 50%   |
| 高齢者単身世帯数 (R2国勢調査)       | 3,258  | 8%     | 8,822   | 8%    |
| 高齢夫婦世帯 (R2国勢調査)         | 3,292  | 8%     | 8,217   | 7%    |
| 高齢者人口(R3.12.31住民基本台帳)   | 16,318 | 22%    | 42,723  | 20%   |
| 前期高齢者人口(R3.12.31住民基本台帳) | 7,542  | 10%    | 20,634  | 10%   |
| 後期高齢者人口(R3.12.31住民基本台帳) | 8,776  | 12%    | 22,089  | 10%   |
| 年少人口(R3.12.31住民基本台帳)    | 8,445  | 11%    | 23,504  | 11%   |
| 生産年齢人口(R3.12.31住民基本台帳)  | 50,835 | 67%    | 147,867 | 69%   |
| 外国人人口(R2国勢調査)           | 1,572  | 2%     | 4,494   | 2%    |

| 母子・父子世帯           | 地区(数) | 区(数)  |
|-------------------|-------|-------|
| 母子世帯数 (H27国勢調査)   | 210   | 644   |
| 父子世帯数 (H27国勢調査)   | 32    | 87    |
| 生活保護関係 (R3.12.31) | 地区(数) | 区(数)  |
| 生活保護世帯数           | 949   | 2,951 |
| 介護認定関係 (R4.1.1)   | 地区(数) | 区(数)  |
| 要介護認定者数           | 2,271 | 6,095 |
| 障害者関係 (R3.3.31)   | 地区(数) | 区(数)  |
| 身体障害者数            | 1,115 | 5,188 |
| 知的障害者数            | 542   | 1,522 |
| 精神障害者数            | 764   | 2,281 |
| 自立支援医療(精神)受給者数    | 1,475 | 4,657 |

※母子・父子世帯数については、R2国勢調査の結果が公表され次第修正します。  
令和3年12月末現在

### ■5歳刻み人口グラフ



### ■地域団体(概要)

|          |                 |        |             |
|----------|-----------------|--------|-------------|
| 町内会・自治会  | 団体数：73          | 地区社協   | 生田地区社会福祉協議会 |
| 民生委員児童委員 | 委員定数：82人(欠員：9人) | 自主防災組織 | 団体数：79      |
| 老人クラブ    | 団体数：19          |        |             |

### ■地域資源(概要) ※地区カルテで把握しているもの

|            |   |             |    |             |   |        |    |     |    |     |   |
|------------|---|-------------|----|-------------|---|--------|----|-----|----|-----|---|
| 小学校        | 4 | 中学校         | 4  | 高等学校        | 4 | 特別支援学校 | 1  | 保育所 | 19 | 幼稚園 | 3 |
| こども文化センター  | 3 | 地域子育て支援センター | 2  | しいの家        | 2 |        |    |     |    |     |   |
| 地域包括支援センター | 4 | 障害者グループホーム  | 10 | 障害者相談支援センター | 1 |        |    |     |    |     |   |
| その他相談支援機関  | 5 | 医療機関        | 18 | 避難所         | 9 | 公園     | 83 |     |    |     |   |

### ■地域活動(分野別)(概要) ※地区カルテで把握しているもの

|       |    |     |    |     |   |
|-------|----|-----|----|-----|---|
| 高齢者   | 15 | 障害者 | 0  | 子育て | 8 |
| 健康づくり | 2  | その他 | 22 |     |   |

### ■地域の強み・課題

| 地域の強み                                | 地域の課題                              |
|--------------------------------------|------------------------------------|
| ・生田緑地など自然豊かな住環境がある                   | ・山坂が多い地形で土砂災害のリスクがある               |
| ・地区内に大学が立地しており、地域資源の一つになっている         | ・地域によっては高齢化が顕著になっている               |
| ・町内会・自治会活動が活発で特徴的な取組も多い              | ・地域によっては住民が集まる場所がない                |
| ・生田地区町会連合会を中心に情報の共有や活動の連携を進められる土壌がある | ・町内会・自治会の規模は大小さまざま、活動の濃淡も差がある      |
| ・生田親子運動会など地区全体での取り組みがある              | ・地域活動をしている人が高齢化している                |
| ・地域課題解決に主体的に取り組む住民活動がある              | ・町内会・自治会未加入者や地域活動に参加しない層へのアプローチが必要 |

## 地区カルテ 生田地区

### ■地区内の町丁別基礎情報

#### 年齢別人口 (R2.3.31)

| 町丁名    | 人口 (人) |       |        |        |       | 人口割合 (%) |          |         |         |
|--------|--------|-------|--------|--------|-------|----------|----------|---------|---------|
|        | 総数     | 0-14歳 | 15-64歳 | 65歳以上  | 75歳以上 | 0-14歳割合  | 15-64歳割合 | 65歳以上割合 | 75歳以上割合 |
| 生田1丁目  | 2,507  | 331   | 1,755  | 421    | 214   | 13       | 70       | 17      | 9       |
| 生田2丁目  | 1,548  | 181   | 1,057  | 310    | 158   | 12       | 68       | 20      | 10      |
| 生田3丁目  | 2,384  | 351   | 1,578  | 455    | 253   | 15       | 66       | 19      | 11      |
| 生田4丁目  | 884    | 105   | 519    | 260    | 145   | 12       | 59       | 29      | 16      |
| 生田5丁目  | 1,170  | 117   | 748    | 305    | 161   | 10       | 64       | 26      | 14      |
| 生田6丁目  | 2,569  | 284   | 1,652  | 633    | 376   | 11       | 64       | 25      | 15      |
| 生田7丁目  | 1,405  | 132   | 1,051  | 222    | 135   | 9        | 75       | 16      | 10      |
| 生田8丁目  | 2,201  | 225   | 1,557  | 419    | 214   | 10       | 71       | 19      | 10      |
| 東生田1丁目 | 2,493  | 224   | 1,866  | 403    | 210   | 9        | 75       | 16      | 8       |
| 東生田2丁目 | 994    | 68    | 662    | 264    | 134   | 7        | 67       | 27      | 13      |
| 東生田3丁目 | 642    | 87    | 409    | 146    | 76    | 14       | 64       | 23      | 12      |
| 東生田4丁目 | 1,098  | 118   | 713    | 267    | 128   | 11       | 65       | 24      | 12      |
| 枅形1丁目  | 1,534  | 170   | 1,067  | 297    | 150   | 11       | 70       | 19      | 10      |
| 枅形2丁目  | 1,978  | 211   | 1,455  | 312    | 177   | 11       | 74       | 16      | 9       |
| 枅形3丁目  | 1,467  | 112   | 1,064  | 291    | 154   | 8        | 73       | 20      | 10      |
| 枅形4丁目  | 635    | 88    | 451    | 96     | 40    | 14       | 71       | 15      | 6       |
| 枅形5丁目  | 1,809  | 245   | 1,240  | 324    | 185   | 14       | 69       | 18      | 10      |
| 枅形6丁目  | 3,265  | 580   | 2,343  | 342    | 179   | 18       | 72       | 10      | 5       |
| 枅形7丁目  | 0      | 0     | 0      | 0      | 0     | 0        | 0        | 0       | 0       |
| 栗谷1丁目  | 1,017  | 114   | 735    | 168    | 90    | 11       | 72       | 17      | 9       |
| 栗谷2丁目  | 1,188  | 153   | 757    | 278    | 158   | 13       | 64       | 23      | 13      |
| 栗谷3丁目  | 1,670  | 117   | 1,117  | 436    | 252   | 7        | 67       | 26      | 15      |
| 栗谷4丁目  | 802    | 88    | 567    | 147    | 75    | 11       | 71       | 18      | 9       |
| 寺尾台1丁目 | 1,723  | 203   | 1,076  | 444    | 254   | 12       | 62       | 26      | 15      |
| 寺尾台2丁目 | 1,161  | 132   | 650    | 379    | 206   | 11       | 56       | 33      | 18      |
| 長沢1丁目  | 1,572  | 145   | 1,040  | 387    | 209   | 9        | 66       | 25      | 13      |
| 長沢2丁目  | 1,030  | 144   | 685    | 201    | 104   | 14       | 67       | 20      | 10      |
| 長沢3丁目  | 953    | 135   | 625    | 193    | 91    | 14       | 66       | 20      | 10      |
| 長沢4丁目  | 1,979  | 196   | 1,265  | 518    | 271   | 10       | 64       | 26      | 14      |
| 西生田1丁目 | 1,015  | 70    | 751    | 194    | 116   | 7        | 74       | 19      | 11      |
| 西生田2丁目 | 1,249  | 78    | 918    | 253    | 130   | 6        | 73       | 20      | 10      |
| 西生田3丁目 | 2,570  | 194   | 1,913  | 463    | 253   | 8        | 74       | 18      | 10      |
| 西生田4丁目 | 2,456  | 187   | 1,679  | 590    | 305   | 8        | 68       | 24      | 12      |
| 西生田5丁目 | 1,789  | 167   | 1,166  | 456    | 255   | 9        | 65       | 25      | 14      |
| 東三田1丁目 | 411    | 29    | 256    | 126    | 51    | 7        | 62       | 31      | 12      |
| 東三田2丁目 | 671    | 45    | 420    | 206    | 111   | 7        | 63       | 31      | 17      |
| 東三田3丁目 | 2,822  | 450   | 1,946  | 426    | 189   | 16       | 69       | 15      | 7       |
| 三田1丁目  | 2,909  | 269   | 2,053  | 587    | 316   | 9        | 71       | 20      | 11      |
| 三田2丁目  | 1,153  | 104   | 863    | 186    | 103   | 9        | 75       | 16      | 9       |
| 三田3丁目  | 1,070  | 120   | 615    | 335    | 197   | 11       | 57       | 31      | 18      |
| 三田4丁目  | 2,456  | 270   | 1,533  | 653    | 351   | 11       | 62       | 27      | 14      |
| 三田5丁目  | 243    | 24    | 148    | 71     | 51    | 10       | 61       | 29      | 21      |
| 南生田1丁目 | 2,006  | 275   | 1,183  | 548    | 314   | 14       | 59       | 27      | 16      |
| 南生田2丁目 | 2,775  | 404   | 1,769  | 602    | 318   | 15       | 64       | 22      | 11      |
| 南生田3丁目 | 501    | 75    | 302    | 124    | 59    | 15       | 60       | 25      | 12      |
| 南生田4丁目 | 1,808  | 193   | 1,093  | 522    | 235   | 11       | 60       | 29      | 13      |
| 南生田5丁目 | 1,079  | 126   | 658    | 295    | 188   | 12       | 61       | 27      | 17      |
| 南生田6丁目 | 1,539  | 147   | 954    | 438    | 268   | 10       | 62       | 28      | 17      |
| 南生田7丁目 | 1,398  | 162   | 911    | 325    | 167   | 12       | 65       | 23      | 12      |
| 南生田8丁目 | 0      | 0     | 0      | 0      | 0     | 0        | 0        | 0       | 0       |
| 生田地区合計 | 75,598 | 8,445 | 50,835 | 16,318 | 8,776 |          |          |         |         |

## 令和5年度 専門部会開催日程表

|     |                             |               |                       |
|-----|-----------------------------|---------------|-----------------------|
| 第1回 | 7月24日(月)                    | 10時～          |                       |
| 第2回 | 9月21日(木)                    | AM<br>4階第6会議室 |                       |
|     | 9月22日(金)                    | AM<br>4階第1会議室 | PM<br>11階1102会議室(区役所) |
|     | 9月26日(火)                    | AM<br>4階第5会議室 | PM<br>4階第4会議室         |
|     | 9月27日(水)                    | AM<br>4階第5会議室 | PM<br>4階第5会議室         |
|     | 9月28日(木)                    | AM<br>4階第4会議室 | PM<br>4階第6会議室         |
|     | 9月29日(金)                    | AM<br>4階第6会議室 | PM<br>4階第6会議室         |
|     | 第3回                         | 12月【予定】       | AM                    |
| 第4回 | 市民自主企画事業提案会・専門部会            |               |                       |
|     | 令和6年2月17日(土)または18日(日)PM【予定】 |               |                       |